

巻頭言：日中経済交流の一層の活性化に向けて

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌
J+C ECONOMIC JOURNAL

平成 28 年 5 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行
6 月号 (No.269)

JUN
2016
No.269

6

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

対中直接投資・
ビジネス環境と
関連改革動向

FOCUS：第34回日中経済知識交流会—日中友好交流の原点・西安開催—に参加して
省エネ・環境コーナー：「山東淄博日中大気汚染対策協力モデル区」プロジェクトの進捗と展望
LOCAL VOICE：四川宜賓・臨港—長江上流の新世代最高のグリーンポート



表紙写真：中国初の知財専門裁判所が14年11月以降、北京、上海、広州に設立された。写真は「北京知識産権法院」（小野寺良文弁護士提供）。

1 巻頭言

日中経済交流の一層の活性化に向けて

■國部 毅 日中経済協会副会長、株式会社三井住友銀行 頭取兼最高執行役員

2 FOCUS

第34回 日中経済知識交流会

—日中友好交流の原点・西安開催—に参加して

■岡本 巖 日中経済協会 理事長

SPECIAL REPORT

対中直接投資・ ビジネス環境と 関連改革動向

4 中国における外資参入規制緩和

■射手矢好雄 森・濱田松本法律事務所 弁護士 一橋大学 特任教授

10 中国における税制改革の動向と税務上の諸問題

■大久保恵美子 テロイト トーマツ税理士法人 エグゼクティブオフィサー 公認会計士・税理士

16 中国ビジネスの現場から見た「法治」改革

■本間隆浩 森・濱田松本法律事務所 アソシエイト(上海事務所一般代表) 弁護士

20 中国における知的財産権保護制度の最新の傾向

■小野寺良文 森・濱田松本法律事務所 弁護士

24 日系企業の中国事業再編

—労務問題対応は依然として中心的課題の一つ

■熊 琳 北京市大地律師事務所 代表弁護士

28 省エネ・環境コーナー

「山東淄博日中大気汚染対策協力モデル区」 プロジェクトの進捗と展望

■杜本水萌 日中経済協会 事業開発部

30 LOCAL VOICE

四川宜賓・臨港—長江上流の新世代最高のグリーンポート

■沈 瀛 四川省宜賓臨港経済技術開発区投資促進服務中心 副主任

32 情報クリップ

貴州省貴陽市徐昊副市長一行が来会 ほか

JCNDA NEWS

2016年4月の日中東北開発協会の活動から

日中経済交流の一層の 活性化に向けて



一般財団法人日中経済協会副会長
株式会社三井住友銀行
頭取兼最高執行役員

國部 毅

中 国と私個人との関わりは、企画部次長であった1996年に遡ります。中国人民銀行向けに邦銀の経営について講演する機会があり、北京に出張したのが最初です。以来、

度々中国に足を運び、まさに昇竜の如き経済成長を肌で感じて参りました。

その中国経済が昨年以降、減速傾向を強めています。過剰設備と過剰債務が生産や投資の重石となっているため、「投資から消費へ」という構造改革が大きな課題となっています。国有企業改革をはじめとする諸改革には多くの痛みを伴いますが、政府による財政・金融政策の発動余地が大きいとみられるほか、中国の所得水準の上昇等を背景に消費が堅調に推移しているため、最終的には「新常态」と呼ばれる安定成長にソフトランディングすると思っています。

実際、中国全体を一括りで見るとはならず、地域や産業を子細に見てまいりますと、多くの前向きな動きが生じていることが分かります。例えば環境分野や医療・ヘルスケア分野等では、今後も市場の急速な拡大が見込まれており、日系企業にとっても大きなビジネスチャンスとなっています。私自身、中国企業経営者と話をする中で、日本の先進的な技術やノウハウを取り入れて変革を進めたい、との強い熱意を実感しております。

そこで昨年、三井住友銀行と三井住友ファイナンス&リース、日本総合研究所は、中国最大の国営医療・ヘルスケアグループである中国医薬集団総会社と業務提携を行いました。中国での医療・介護ニーズの高まりを背景に、最先端の医療機器や介護施設の高度な運営ノウハウをお持ちの日系企業の皆さまと同社との間の橋渡しを行っております。その他の多くの分野においても、日本企業の貢献を通じて、ウィンウィンの関係を構築・強化することができますでしょう。

来年は1972年の日中国交正常化45周年にあたり、再来年は平和友好条約締結40周年という大きな節目を迎えます。改善に向けて動き始めた日中関係のさらなる発展を心より願うとともに、私自身も日中経済交流の一層の活性化に力を尽くしてまいります。

FOCUS

第34回日中経済知識交流会 ——日中友好交流の原点・西安開催——に参加して

岡本 巖 日中経済協会 理事長

中国の改革開放が始まった直後、鄧小平氏の提唱により、1981年に谷牧総理と大来三郎元外務大臣・経済企画庁長官との話し合いを契機に発足した日中経済知識交流会は、両国の経済・産業政策および企業戦略に経験を有するメンバーで構成され、お互いの経済状況と優先課題の取り組みに関する率直な意見交換会の機会として貴重な役割を果たしている。現在日本側は福井俊彦元日銀総裁が座長、福川伸次元通産省事務次官が顧問を務め、私もメンバーの一員。中国側は李偉國務院発展研究中心(DRC)主任が座長、張志剛商務部元副部長のほか、財政部、国家発展改革委員会、国有資産監督管理委員会、商務部、DRCの局長クラス多数が参加。毎回1日半、世界経済情勢、日本および中国の経済情勢につき情報共有、課題指摘を行うと共に、その時々的重要テーマにつき討議。第34回となった今回は、「イノベーションと構造改革」をテーマとし、4月21から22日昼まで、陝西省西安で開催された。唐の都長安であり7世紀阿倍仲麻呂、空海、吉備真備等が律令制度、先進文明、仏教等を学んだ日中友好交流の原点。

全体概要

IMFが直前に世界経済見通しの4月改定を発表。世界および欧米日主要新興国が軒並み1月時点から下方修正する中で、中国のみが見通し6・5%へ上方修正。また、中国の本年第1四半期の成長率6・7%が発表された直後というタイミング。中国側は、足下のマクロ経済の安定化を図りつつ、13・5計画に沿って、構造改革の深化を遂行することにより2020年にGDPおよび一人当たり所得を10年比倍増すべく年率6・5%以上の成長を持続するとの基本方針を説明。その一方で、足下の下振れリスク、過剰生産能力削減に伴う雇用

問題等中国が直面する課題についてもかなり率直に語り、最終日の総括締めくくり発言において、李偉DRC主任が「過去数年の知識交流会の中でも最も内容が濃密であった」と評価。

中国経済についてのポジティブな指標とリスク要因の認識

①マクロ経済のポジティブな要素
本年第1四半期の6・7%成長の内訳を見ると、消費が10%増、うち3月は10・5%増と堅調に伸びており、消費主導の成長パターンが着実に前進している。その中であって、家計の可処分所得の伸び率が6・5%と前年同期の7・0%、通年の6・6%に比べてやや鈍化していることに留意して

いる。固定資産投資が上向きの10%強の伸び。不動産投資が昨年の横這いから1Qは6%増へやや回復。他方、民間設備投資の伸びは5%止り。

固定資産投資が堅調に伸びた背景として、中央政府のインフラ投資予算の執行前倒しが効いている。発展改革委員会によると1Qにインフラ予算の66%分につき「箇所付け」を了し、財政部によると上期に予算の60%を執行するペースで支出を拡大中。先のG20財務大臣・中銀総裁会合で合意した政策協調の一環でもあろう。

昨年GDPの50%を超えるに至ったサービス産業は7・6%増と好調を続け、その雇用創出効果により1Qの都市部新規雇用は318万人と

年間目標1千万人を達成するに十分なペースで増加している。

昨年夏以降、中国経済の減速懸念や人民元の先安懸念、約5000億ドルの外貨準備取り崩しなど中国の通貨金融政策に対する不安が拡大し



日中経済知識交流会も今年で34回を迎えた



空海の碑—唐の都・長安は日本が中国から多くのことを学んだ日中友好の原点

たが、3月末の外貨準備は100億ドルの増加に転じるなど、市場は落ち着きを取り戻しているとの説明。この間の中国当局による「市場との対話」については、「教訓を得た」との反省の弁あり。

②ミクロ経済のポジティブな要素

本年1Qの国内特許出願件数が前年同期比55%増、新規企業登録件数1日1万件など「大衆創新、万衆創業」のキャンペーンの下で中国のイノベーションと起業の勢いには注目すべきものがある。その秘訣を李瀨元深圳市書記・國務院秘書長に尋ねたところ、全国各地、内外の異なる人と文化の融合によるとの回答。

また私は、西安の直後、山東省済南で中国企業家倶楽部が主催する「緑公司年次総会」に出席する機会を得た。アリババ、小米、百度など民間企業の創業者・CEOが一堂に会し、10年後のビジネス展望を語ると共に、

分科会の一つとして「日中ビジネス・ラウンドテーブル」が開催された。そこで、ジャック・マー氏を始めIT、電子商取引など急成長を続ける中国民営企業家の旺盛でスピーディなバイタリテイに驚くと共に、彼らが若い企業家やスタートアップを奨励している一端を見た。日本企業の参加者は少数ではあったが、日本製品の品質の良さと、日本企業は決定に時間はかかるが信頼できるパートナーであることを説く有力な中国企業家の発言もあり、スマート製造等についての各社の取り組みをアピールすることができた。

③下振れリスク

主要国経済が停滞気味であることから、中国の輸出はマイナスで推移しており、外需が引き続き弱い。過剰生産能力の削減について、東部の経済発展モデルの転換が進んでいるところでは比較的順調に進捗しているが、モデル転換が後れている地域（中国東北地域等）では難航の様様。

また、済南の会議の中で、中国の医療費支出が2桁増を続けており、近々多くの都市で医療保険および養老年金基金の収支が赤字に転ずる可能性がある旨指摘があった。この問題は、一方で民間保険ビジネスおよびヘルスケア・医療ビジネスの大きなポテンシ

ヤルを示唆すると同時に、日本の経験に鑑み、中国の社会保障制度とその財源確保の緊要性を示唆するものと理解した。

アベノミクス失敗とのパーセプションと反論

中国側の複数の研究者から、マイナス金利を導入するなどアベノミクスは上手くいっていないのではないかと指摘があった。当方より、アベノミクスは金融緩和によるデフレマインドの克服、企業業績の改善の他、女性や高齢者の活用、少子化対策、規制緩和、イノベーション、対内投資および海外展開戦略など中長期的な展望の下で着実に前進しつつある旨説明した。

イノベーションについて

中国側から、トムソン・ロイターが選出した「TOP100グローバル・イノベーター2015」のリスト中で日本企業は40社に上り、米国を上回っていること、また日本企業は中国における外資企業特許出願件数のナンバーワン、過去30年中国での外資による技術ライセンス授権率の39%を占め断崖であるなど、日本の優位性を評価し、引き続き協力関係を深めたいとの基調スピーチがあった。

私からは、日本は技術立国として人材育成、R&D投資、知財権保護等を精力的に進めてきたこと、現在は超スマート社会の実現に向けたIoT、AI等のほか、クリーンエネルギー、新素材、バイオなどの分野を重点に、民間企業、大学、国立研究機関、VB等との協働によるオープン・イノベーションが大きな流れになるうとしていることを紹介。その上で、中国の知的財産権保護の強化に加え、国際的な標準化協力への期待を述べた。

構造改革に関し、日立製作所の委員がリーマン・ショック直後の苦しい経験から不採算事業を思い切つて整理し、経営資源を成長分野に再配置するリストアップを断行したことを紹介したのに対し、中国側メンバーが熱心に聞き入っていた。

日中共に、生産年齢人口が減少する中で、潜在成長率を維持するために構造改革に懸命に取り組んでいる。省エネ・環境、介護・医療を始め日本が少し先に経験した課題も少なくない。日中経済知識交流会を始め、日中経済協会合同訪中団など様々なチャネルを通じて、相互依存補完の両国経済関係が前進していくことを祈つてやまない。

SPECIAL REPORT 対中直接投資・ビジネス環境と 関連改革動向

中国における外資参入規制緩和

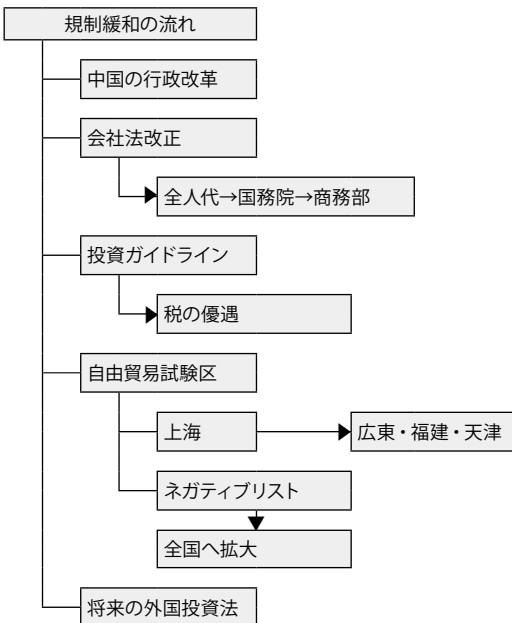
射手矢好雄 森・濱田松本法律事務所 弁護士 一橋大学 特任教授

中国では外資参入に関する規制緩和が進んでいる。会社法改正に伴い、最低登録資本金の規制がなくなった。投資ガイドラインが改正され、独資で参入できる分野が増えた。上海等の自由貿易試験区では、サービス業における規制緩和が進んでいる。近い将来には、外国投資法が制定され、ネガティブリストに記載がなければ投資に認可が不要になる。ただし、中国における外資参入規制は完全にはなくなる。重要な分野における政府の管理や監督は強化される。



立法制度の頂点・全人代が開催される北京人民大会堂

図1 中国の外資参入規制緩和の流れ



（2）外国から中国への投資が一段落し、日本からの投資は減少している。中国政府として外資導入のキャンセルが必要であり、上海に自由貿易試験区を設置した（13年）。この流れの中で、外国投資法の草案が

1 規制緩和の歴史

中国は外資を導入することにより国家を発展させてきたが、外資に対しては常にコントロールを及ぼしてきた。現在でも外資参入に対するコントロールは残っている。ただし、コントロールの度合いは徐々にではあるが緩和されてきている。以下はその概括的な歴史である。

1 改革開放政策（1979年）

79年に改革開放政策を採用、外資を導入するが厳しくコントロールすることとし、企業の設立や撤退に個別の認可を必要とした。

2 社会主義市場経済（92年）

社会主義市場経済を本格的に導入し、会社法（94年）やその他の法律を整備

した。投資ガイドライン（外商投資産業指導目録「95年」を制定し、どのような外資を導入したいかの方向性を明らかにした。

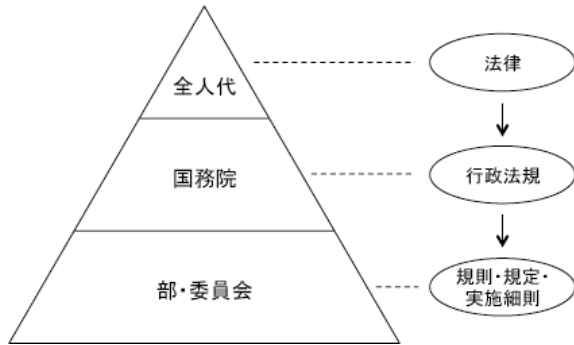
3 WTO加盟（2001年）

中国はWTOに加盟するにあたり、投資分野の開放について様々な約束（コミットメント）を行った。これに伴い、流通・金融・電気通信等の分野での規制が緩和された。

4 ここ数年の規制緩和の流れ

（1）中国国内で行政改革が行われ中国政府による審査認可事項を廃止して届出で足りるとしたり、事前の許認可を事後の許認可に変更したりしている（例えば、国務院16年2月6日公布「施行」二連の行政法規の改正に関する決定）。会社法を大改正し（14年3月）、大幅に規制緩和した。

図2 中国のピラミッド構造と法令の優劣



発表された。

II 会社法改正に伴う規制緩和

1 規制緩和の流れ

中国の会社法は全人代常務委員会により13年12月28日に改正された(14年3月1日施行)。改正のポイントは、会社の最低登録資本金の廃止、資本金の払込時期の制限廃止、出資検査の廃止、現物出資の比率制限廃止である。

これを受けて、国務院は14年2月19日に「一部の行政法規の廃止および修正に関する決定」を公布した(14年3月1日施行)。これにより会社法改正の内容を外商投資企業にも適用させることにした。

さらにこれを受けて、商務部は15年10月28日に「一部の規則および規範性文書の改正に関する決定」を公布した(同日施行)。

商務部は、外商投資企業に関する部門規則を多数制定しており、会社法改正に伴う部門規則の改正に踏み切った。投資性会社の3000万ドルの最低資本金の要件を廃止するなど、外国からの投資に対するインパクトが大きい。

中国の立法制度は、全国人民代表大会およびその常務委員会が制定する法律、国務院が制定する「行政法規」、国務院の部局(例えば商務部)が制定する「部門規則」のピラミッド構造になっている(立法法がそう定めている)。この流れに沿って今回の改正を分析するとわかりやすい(図2)。

2 会社法改正

(1) 最低登録資本金の廃止(以下、改正1と引用)

従前は、有限責任会社は3万元、一人有限責任会社は10万元、株式会社は500万人民币という最低登録資本金の規制があった(旧会社法26条2項、59条1項、81条3項)。これらの規制が撤廃された。従って理論上は登録資本金を1元とする会社の設立が可能である。なお、銀行や証券会社のように特別規定で最低登録資本金額を定めている場合は、

その規制は残る。

(2) 払込時期規制の廃止および出資検査の廃止(以下、改正2)

従前は、初回出資額は登録資本の20%、残額は2年以内という規制があった(旧法26条1項、81条1項)。この規制が撤廃された。これに伴い、出資検査の制度(出資が完了したことを会計事務所が検査して証明書を出す制度)(旧法29条、30条)も廃止された。

(3) 現金出資比率の廃止(以下、改正3)

従前は、現金出資は登録資本金の30%以上でなければならないという規制があった(旧法27条)。この規制が撤廃された。従って、登録資本をすべて現物出資で払い込むことも可能になった。

3 国務院による改正

(1) 合併企業法実施条例等の改正

中国の法制度上、会社法は一般法、外商投資企業に関する規定は特別法であり、特別法が一般法に優先する(会社法217条)。従って、会社法改正を外商投資企業(合併、合作、独資など)に適用するためには、関連する特別法規定を改正しなければならない。このため、国務院は、上記決定(一部の行政法規の廃止および修正に関する決定)において、合併企業法実施条例、合作企業法実施細則、独資企業法実施細則を14年2月19日に

改正した(14年3月1日施行)。これにより、会社法改正のほとんどが、外商投資企業にも適用されるようになった。

(2) 年度検査の廃止

国務院は、会社法改正に伴う修正にとどまらず、年度検査制度を廃止するという大改革を行った。従前は、年度検査という重要な制度があった。設立後の会社は、工商行政管理局に対して毎年活動報告し年度検査を受けていた。年度検査を怠ったり、報告内容に虚偽があったりすれば、営業許可証が取り消されたり、制裁金が科せられたりした(旧会社登記管理条例59条から62条、76条)。中国政府は年度検査という仕組みを通じて企業をコントロールしていた。

国務院は、会社登記管理条例の改正により、この年度検査制度を廃止し、国務院の下部に属する国家工商行政管理総局も、年度検査を廃止する通知を出した(企業年度検査工作の停止に関する通知)。年度検査廃止は、中国にとつて思い切った行政改革であるが、企業に対するコントロールを完全に廃止したのではなく、代替手段として、年度報告公示制度を導入した。会社は、毎年度の年度報告を作成し提出する。これが、企業情報公示システムを通じて、社会に公示されるという仕組みを作ることになった。

4 商務部に沿った改正

(1) 投資性会社(いわゆる持株会社)

上記の改正1に伴い、3000万ドルの最低資本金の要件を廃止した。今までは、投資性会社設立のためにはこの要件が大きな障害となっていたので、この廃止の意義は大きい。ただし、設立のためには商務部の認可が必要であるから、認可のための行政指導として実質的にはある程度の資本金を求められる可能性はある。改正2に伴い、払込時期の規制(2年以内に3000万ドルの払込)を廃止し、出資検査も不要とした。さらに、株式会社形態での投資性会社の設立を認めた。

(2) 外商投資株式会社

改正1に伴い、3000万人民币の最低資本金の要件を廃止した。改正2も明文化した。さらに外資出資比率(25%以上)も廃止した。

(3) 再投資

以前は、外商投資企業が中国国内で再投資する場合には、登録資本金が払込済みであることの要件があった。今回はこれを廃止した。登録資本金をいつ払い込んでも良い(改正2)のだから、払い込みを再投資の要件にするのはおかしいというロジックである。

(4) 合併分割

以前は、外商投資企業を合併したり

分割したりするためには、登録資本金が払込済みであるという要件があったが、今回はこれを廃止した。

(5) 持分による現物出資

上記改正3に伴い、資本金の全額を持つて現物出資できることにした。

(6) 業種別投資

特定の事業分野に関する外商投資についての様々な規則も改正した。卸売や小売などの商業企業については、店舗を増設する際の要件(登録資本金が払込済みであること、年度検査に合格していること)を廃止した。リース企業、物流企業、国際貨物運輸代理企業についての最低登録資本金の要件(それぞれ1000万ドル、500万ドル、100万ドル)を廃止した。ベンチャー投資企業については、最低登録資本金の要件(各投資者の出資額が100万ドル以上で、企業としては1000万ドル以上)を廃止し、払込時期の規制も廃止した。

III 投資ガイドラインによる規制緩和

1 外商投資産業指導目録の改正

中国では15年から新しい投資ガイドライン(外商投資産業指導目録(15年改正))が施行されている(15年3月13日公布、15年4月10日施行)。95年に初めて公布され、97年、02年、04年、07年、11年の

改正を経て、今回の15年改正に至った。この目録の変遷を見ると、中国の規制緩和の具体的な方向性が読み取れる。

2 15年版目録の特色

(1) 環境省エネ、ハイテクを依然として奨励

この点は07年から続く傾向である。税制面の優遇もある。

(2) 市場開放は進むが、規制は残る

制限類は11年版目録では79項目あったが、15年版目録では38項目に削減された。製造業の分野における削除が多い。サービス業の分野でも通信販売やネット販売が制限類から削除された。出資比率に対する制限も減少した。独资が許されないものは11年版目録では43項目あったが、15年版目録では15項目に削減された。これらの意味では外資参入規制が緩和されている。

その一方で規制が厳しくなったものもあり、重要な分野では外資をさらにコントロールしようという発想がある。以下、具体的に検討する。

《規制が緩和されたもの》

中国でも高齢化社会が問題になっており、15年版目録では、「老人ホーム(原文は養老機構)」を初めて奨励類に分類した。

付加価値電信業務は依然として制限類であり、外資比率は50%を超えてはな

らない。ただし、15年版目録は付加価値電信業務のうち「電子商取引」に関しては、この出資比率制限を除外した。

また、電子商取引と関係がある「ネット販売」についても、従来は制限類であったが、15年版目録では制限類から削除されて許可類になった。(自由貿易試験区に関しては後述IV3、全国における展開に関しては後述IV5を参照)

不動産業については、11年版目録では、「土地の大規模開発」、「高級ホテル、高級オフィスビル、国際コンベンションセンター」の建設、運営などが制限類に分類されていたが、15年版目録では、これらがすべて削除されて許可類に変更された。

《規制が厳しくなったもの》

「義務教育(小中学に相当)が禁止類であることは従来どおりであるが、それ以外の教育についても中国政府は外資へのコントロールを強めつつある。今回の目録では制限類の分野に、「就学前教育(幼児教育に相当)」、「普通高校教育(高校に相当)」、「高等教育(大学に相当)」を並べ、いずれにも「合作に限定、中国側の主導(校長が中国国籍、理事会等の過半数が中国側)」との条件をつけた。就学前教育は従前は目録に記載がなく許可類だった。高等教育は従前は奨励類だった。

「医療機関」については、11年版目録で

は制限類から削除されて許可類に変更された。14年7月に公布された「外資独資病院設立試行業務の展開に関する通知」では、北京市・上海市等の7地域において外資独資病院の設立が認められることになった。しかし、15年版目録では、流れが一変し、「医療機関」は再び制限類に分類され、さらに「合弁・合作に限定」との条件が付された。

3 企業所得税の優遇

08年1月1日施行の「企業所得税法」とその「实施条例」により、従来の優遇税制（企業所得税を2年間免除し、その後3年間は半減させていた「2免3減」）が廃止され、外商投資企業か中国内資企業かを問わず企業所得税の税率は25%になった（経過措置として、既存の企業に対しては5年をかけて優遇税制を徐々に廃止）。ただし、ハイテク企業や、環境保護や省エネに資する企業、農業や林業、公共インフラ、その他様々な優遇税制は個別に規定され、全体像がわかりにくかった。

これに対し、国家税務総局は15年11月12日に「企業所得税優遇政策事項取扱規則（15年76号）」を公布し、別表として一覧表を添付した。企業所得税優遇政策を55項目にまとめた便利なものである。優遇税制を受ける主要な項目は以下のものがある。

① 環境保護と省エネの場合、1～3年目までは企業所得税を免除、4～6年目までは税率を半分とする（一覧表の18号）。
② ハイテク企業は、企業所得税率を15%とする（25号）。
③ 経済特区や上海浦東新区のハイテク企業は、1～2年目は企業所得税を免除、3～5年目は税率を12.5%とする（27号）。

④ 技術先進型サービス企業は、税率を15%とする（33号）。
⑤ ソフトウェア企業は、1～2年目は企業所得税を免除、3～5年目は税率を12.5%とする（46号）。
⑥ 西部地区の奨励類企業は、税率を15%とする（49号）。

優遇税制を享受するための手続きは、従来は、税務当局に事前申請し確認を得る必要があったが、今回の規則では事前申請を不要とした。企業は自主的に判断して届出を行う。税務当局は、企業の判断が適正であるかを事後検査し、不正を見つけた場合は、税金や延滞金追徴を命じたり、脱税について刑事告発したりすることになる。

IV 自由貿易試験区という緩和

1 自由貿易試験区の設置

中国は大いなる実験国家である。改革開放政策を決定して以来、経済特区、

沿海開放都市、経済技術開発区、ハイテク産業開発区、保税区、輸出加工区などで、投資を実験的に誘致する方法を採ってきた。

13年から自由貿易試験区という新たな実験が始まった。まずは13年9月に上海で自由貿易試験区（正式名称は中国「上海」自由貿易試験区、英文名はChina [Shanghai] Pilot Free Trade Zone）を設置。次に15年4月に広東、天津、福建にも設置し、上海の試験区の面積も拡大した。投資に対するカンフル剤としての効果が期待されている。

自由貿易試験区の特徴は二つある。一つは、サービス業を中心に外資規制自体を緩和したことである。もう一点は、設立手続きにおいてネガティブリスト方式を採用し、リストに該当しない場合には認可は不要で届出で足りるとしたことである。

2 規定の仕組み

上海自由貿易試験区を設置するに当たり、まず全人代常務委員会が13年8月30日に規定を制定した（国務院に対する中国「上海」自由貿易試験区における関連法律に定める行政審査認可の暫定的調整の授權に関する決定）。これを受けて国務院が13年9月18日におおまかな設計図を描いた（中国「上海」自由貿易試験区全体方案）。さらに、国家工商

行政管理総局や財政部などの中央官庁が規定を作り、上海市人民政府が様々な規則を制定した。

広東、天津、福建自由貿易試験区設置と上海試験区の面積拡大にあっても、同様の仕組みで規定および地方の管理規則を制定している。

3 外資参入規制を緩和

国務院が制定した全体方案は、自由貿易試験区においてサービス業を中心に外資参入をさらに開放することを規定している。4つの自由貿易試験区はそれぞれの特徴がある。上海は最初にできた試験区として規制緩和を進めており、広東は香港・マカオとの関係、福建は台湾との関係に力を入れている。天津は北京との共同発展を目指している。

そのうち上海自由貿易試験区においては、6分野18業種のサービス業において外資規制緩和を規定している。

① 付加価値电信业务の分野において、上海自由貿易試験区外では外資比率は50%を超えてはならないという規制があり（投資ガイドラインの制限類六）、しかも実務上は新たな認可を得ることがほぼ不可能であった。これに対し、同区では電子商取引への投資では外資比率がまずは55%まで可能になり（13年のネガティブリスト）、さらに15年1月13日から100%まで可能になった（中国「上

海)自由貿易試験区におけるオンラインデータ処理および取引処理業務(経営類電子商取引)の外資出資持分比率制限の自由化に関する通告。実例としても、ウォルマートの出資先で1号店というオンラインショッピングモールを運営する法人が、同区に会社を設立し付加価値电信业务の認可を得たようである(出資比率等の詳細は不明)。日本の伊藤忠商事もタイの華人系財閥や中国移動通信集団と合併で越境電子商取引の会社を設立している。

②ゲーム機の製造販売は、同区外では外資に認められていなかったが(文化部の10年の通知)、同区ではこれができるようになり、かつ中国市場への販売も可能になった(全体方案別紙の8項)。米国のマイクロソフトの合併設立や、日本のソニーの合併設立の報道がある。

③合併の旅行会社は、同区外では中国人の海外旅行を扱うことが原則としてできないが、同区ではこれができるようになった。設立事例も出てきている。

④公演マネジメントは、自由貿易試験区以外では独資ではできないが、試験区ではこれができるようになった。米国ニューヨークの企業の事例がある。

⑤エンターテイメント施設は、同区外では独資ではできないが、同区ではこれができるようになった。日本企業の事例がある。

ある。

⑥教育分野では、従来、外資は営利性の教育機関に出資できなかったが、同区では合作形式で営利性の教育機関の設立が可能になった(全体方案別紙の17項)(ただし、学校教育や学前教育は不可)。

⑦医療分野では、同区外では独資の医療機関の設立はできないが、同区ではこれができるようになった(全体方案別紙の18項)。ドイツ企業が独資会社を設立したとの報道がある。シンガポール企業が合併の病院を設立したとの報道もある。

⑧金融分野の開放は、同区の大々的な目的の一つであり、多くの外資系金融機関が設立されている。人民元業務やクロスボーダー業務が緩和されつつある。

4 ネガティブリスト方式(リストになれば届出制)

従来は、外資が中国に投資する場合には、プロジェクトの審査確認を得て、設立の認可を得ることが必要であった。自由貿易試験区では、ネガティブリストに掲載されていない投資については、これらの審査確認や認可が不要で、届出で足りる。これは概念的には非常に大きな転換である。

国务院の全体方案を受けて、上海市人民政府は13年に190の業種を記載したネガティブリストを公布し(13年9

月29日)、14年にはこれを修正しネガティブリストの項目を139業種に減らした(14年6月30日)。広東、福建、天津にも自由貿易試験区を設立すると同時に、国务院は15年4月8日に、4自由貿易試験区すべてに適用されるネガティブリストを公布し、122業種が掲載された。

現在のネガティブリストは広範囲であり、外商投資産業指導目録の制限類と禁止類に記載されているものをほとんどカバーしている。ただし、いくつかの例外がある。例えば指導目録ではガソリンスタンドは制限類であり、ゴルフ場や別荘の建設は禁止類だが、ネガティブリストにはいずれも掲載されていないので、自由貿易試験区では届出だけで設立できる。

従って、いくつかの例外を除き、イメージとしては、外商投資指導目録の奨励類と許可類の業種が試験区では届出制となり、制限類は従来どおり認可制のままである。



規制緩和が進む上海自由貿易試験区

5 全国への拡大

自由貿易試験区で実験した成果が、区外にもすでに拡大されつつある。

(1)外資参入規制緩和

電子商取引は、規制上は、区外でも外資比率100%が認められるようになった(工業情報化部15年6月19日公布

施行「オンラインデータ処理および取引処理業務（経営類電子商取引）の外資出資持分比率制限の緩和に関する通知」。

ただし、事例は不明である。

ゲーム機についても、同区外でも外資比率100%が認められるようになった（文化部15年6月24日公布施行「内外資企業によるゲーム・娯楽設備生産および販売従事者の認可に関する通知」）。

（2）ネガティブリスト

自由貿易試験区での実験を経て、国務院はネガティブリスト方式を全国で段階的に導入しようとしている（国務院15年10月2日公布施行「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する意見」）。このリストには、内資・外資を問わずすべての企業に適用される「市場参入ネガティブリスト」と、外資にのみ適用される「外商投資ネガティブリスト」の2種類が想定されている。いずれもまだ制定されていないが、この国務院意見によれば17年12月31日までに一部の地域で試行的に実施され、18年1月からは全国で統一に実施されることになっている。

V 将来の動き（外国投資法の制定）

1 外国投資法（草案）の発表

近い将来にはさらなる動きが出てくる。外国投資法の制定である。これは規

制緩和の方向を目指す一方で、重要な局面でのコントロールを残そうとするものである。

15年1月19日に商務部が外国投資法の草案を公表した。15年2月17日にパブリックコメントを締切り、今後は商務部や国務院が草案に修正を加えた上で、全人大常務委員会が審議することになる。法律が正式にいつ公布されるかであるが、国務院の2016年立法計画には外国投資法が入っていないが、上記のネガティブリストの実施予定日と歩調を合わせて、17年度に公布され、18年から施行される可能性が高いと筆者は予想している。

外国投資法は従来の法体系を覆すものである。理論的にも実務的にも重要である。

2 外国投資法が制定された場合の体系

①投資の認可について、ネガティブリスト方式が採用される。規制すべき投資が特別管理措置リスト（いわゆるネガティブリスト）に記載される。そのリストは現段階では公表されていないが、自由貿易試験区のネガティブリストが参考になる。中国全土に関するリストなので、自由貿易試験区のリストよりも広範なものになる可能性がある。要するに、規制緩和の方向には動くが、重要な分野についての外国投資に対するコントロール（認可が

必要）は決してなくさないというスタンスである。

②従来の外資三法が廃止され、外国投資法がすべての外国投資に適用される。外国投資法は会社の組織についての規定を設けず、会社法に委ねている。既存の合弁会社、合作会社、独资会社は引き続き存続するが、3年間の猶予期間のうちに、会社の組織を会社法に基づき株主総会、董事会、監事会に変更しなければならぬ。

③外国投資情報報告システムが導入される。すべての投資についての報告制度を採ることにより、外国投資をある程度コントロールする目的である。投資の実行だけでなく、年度報告も必要となる。具体的な情報報告システムは商務部がこれから構築することになる。

④外国投資の定義に、契約に基づき中国企業を支配することを含めた。従前はいわゆるVIEストラクチャーを取り、外国企業は出資をせずに契約により中国企業をコントロールすることにより外資規制を免れる方法が、インターネット関連を中心とした業種で行われてきた。今回の外国投資法は、これも規制の対象に加えるものである。

⑤国家安全審査制度が強化される。国家の安全に危害を及ぼす可能性のある外国投資については、概括的に審査が行

われる。外国投資に制限条件を加えることも可能である。今後の運用次第であるが、国家安全の観点から外資に対するコントロールを残そうという方針である。

VI まとめ

このように、中国では外資参入についての規制緩和が進んでいるが、現在でも規制は残っており、今後も規制がなくなることはない。日本や欧米等の外国政府や外国企業は、中国政府に投資環境の改善を申し入れてきた。これに対し、例えば中国の李克強総理は「さらに規制緩和を進める一方で、政府の監督・管理は強化していく必要がある」と回答している（15年度日中経済協会合同訪中団会見記録・日中経協ジャーナル16年1月号7頁）。これが中国政府の公式見解であり、本音でもある。

環境保護や小エネ、ハイテク、医療など中国が外資を必要とする分野はまだまだ多い。これらについて、中国政府は絶妙のコントロールで、規制を残しながら外資を導入していくであろう。

外資にとっても、世界の市場となった中国をまだまだ活用できる余地がある。日本と中国が互いに利益を得る方法で、中国ビジネスを推進していくことが求められる。

I 中国における税制改革の動向

1 改革の方向性

現在、中国で進められている税制改革は、2014年6月に中国共産党中央政治局会議で可決された「財税体制改革の深化に関する全体方案」および15年12月に中国共産党中央弁公庁、國務院弁公庁が公布した「国税、地稅徵收管理体制改革の深化に関する方案」(以下、「徵稅管理体制改革方案」といふ)に沿ったものである。これらはそれぞれ、20年までに現代的な財政制度を築くこと、1994年以降の分税制^{注1}による徵稅管理体制の下で存在する種々の問題に対処し、現代的な徵稅管理体制を築くことを目標として掲げている。

まず税制改革の一つの方向性として挙げられるのが、稅收構造の改善である。市場經濟の發展に伴い、租稅の有する資源配分、所得再分配および經濟安定化の機能は重要性を増すことになるが、現在の中国では、稅收の約7割を間接稅(増值稅、營業稅、消費稅)が占め、これらの機能が十分に發揮される稅收構造となっていない。そのため、徐々に直間比率を変えていくことが求められている。増值稅改革の

中国における税制改革の動向と 稅務上の諸課題

大久保恵美子 デロイトトーマツ稅理士法人 エグゼクティブ オフィサー 公認會計士・稅理士

近年、中国においては稅制および徵稅管理体制の改革が進められている。その具体的な動きとしては、例えば、増值稅改革、移轉價格稅制に係る規定の改正、事前承認制に代わる事後管理の強化などがある。中国で事業を展開する日系企業にとって、稅制改革が進む中での環境の変化を適切にとらえることは、稅務上のリスク低減を図る上で重要といえる。

本稿では、中国における稅制改革の動向を概観した上で、多くの日系企業が稅務上の課題として認識している主な事項を取り上げ、各々の留意点を整理する。なお、本記事の意見にわたる部分は筆者の私見であり、所属する組織の公式見解ではない。

実施により、間接稅は全体として減少すると見込まれている。一方、直接稅については、将来的に個人所得稅の分離課稅方式を、総合課稅と分離課稅を組み合わせる方式に改めることなどが検討されている。

個別の稅制では、後述する増值稅改革のほか、消費稅、資源稅、不動產稅の改革、環境保護稅の導入などが予定されている。これらは、今年3月に発表された第13次五カ年計画にも列挙されている。

中国の現行の稅制体系における18の稅目のうち、企業所得稅、個人所得稅、車船稅以外の稅目は、法律ではなく、國務院が制定した暫定條例を根拠としている。租稅法律主義に基づき、今後、稅制改革を進める中で、新たに導入される稅目は法律として定められ、現行の各暫定條例も将来的には法律のレベルに引き上げられる予定である。

次に、徵稅管理体制の改革については、徵稅管理体制改革方案の中で、①(國稅と地稅の)徵稅管理の職責区分の調整、②納稅サービス体制の刷新、③徵稅管理方式の転換、④國際協力への積極的な関与、⑤稅務組織体系の最適化、⑥(他部門との)租稅共同統治体制の構築が、改革の主な任務とし

て挙げられている。

これらのうち、③には従来の事前承認制に代わる事後管理の強化、納稅者に対する分類管理、リスク等級に応じた差別化管理などが含まれる。また、④は國際租稅分野の活動への積極的な参加を通じ、当該分野での中国の影響力や発言権を高めようとする動きを指している。中国はこれまでにも、OECDが世界的な租稅回避防止への取り組みとして主導してきた「稅源浸食と利益移轉(Base Erosion and Profit Shifting)」(以下、「BEPS」といふ)プロジェクトなどに積極的に関与してきた。

徵稅管理に関する基本法規である「租稅徵收管理法」も近い将来に改正される予定であり、15年1月にはその改正草案も公表された。

2 最近の主な動き

① 増值稅改革

中国の間接稅制度においてはこれまで、物品の販売、加工、修理、組立修理役務の提供および物品の輸入を課稅対象とする増值稅と、役務の提供、無形資產の讓渡および不動產の販売を課稅対象とする營業稅とが並存してきた。増值稅の一般納稅者^{注2}は納付稅額の計算時に売上稅額から仕入稅

額を控除できる一方、営業税にはこのような控除の仕組みがなく、実質的な二重課税の生じる可能性があった。

増値税改革は、これら両税を増値税に一本化しようとするものであり、二重課税の解消、経済構造の転換および現代的サービス業の発展を図ることを主な目的としている。この改革は、営業税の対象業種を徐々に増値税の対象に組み入れる「試験」(以下、「増値税改革試験」という)という形で進められ、12年から、まず上海市において、交通運輸業と一部の現代的サービス業がその対象となった。その後、対象となる業種、地域が広げられ、13年8月以降は全国で当該試験が実施されている。

16年5月1日から、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業の4業種も新たに増値税改革試験の対象となり、これをもって従来は営業税の対象であったすべての業種が増値税の対象に移行した。この増値税改革試験の全面的な実施は、同年3月5日に開幕した第12期全国人民代表大会第4回会議において、李克強首相が行った政府活動報告の中で明らかにされたものである。

財政部と国家税務総局が16年3月に公布した「営業税に代えて増値税を

徴収する試験の全面的な実施に関する通知(財税「2016」36号)では、営業税から増値税へのスムーズな移行を果たすために、すべての業種において税負担を減じ、増加させないという政府の基本方針に従い、税負担の軽減を図るための各種措置が講じられている。例えば、建築業、不動産業の4月30日以前に着工したプロジェクトなどに適用される経過措置、営業税免除政策の踏襲、新たな不動産の取得に係る仕入税額を控除の対象とするなどである。

営業税と増値税は計算の仕組みが異なるため、新たに増値税の対象となる納税者は増値税インボイスの管理などを求められるようになるほか、取引に係る価格設定方針や契約書における税金関連条項の見直しも必要となる。各納税者とも増値税に関する規定を正しく理解し、増値税改革に関する今後の動向にも留意しつつ、適切な対応をしていく必要がある。

財政部および国家税務総局は今後、増値税改革試験の実施状況に基づき、増値税制度の一層の整備を図るとともに、増値税法の制定に向けた手続きも進めていくことになる。

②「特別納税調整実施弁法」の改正
「企業所得税法」に定められた「特

別納税調整」とは、租税回避の防止を目的とする各種の税制を指し、その主たるものが移転価格税制である。そのほか、過少資本税制、タックスヘイブン税制、一般租税回避防止規則などもこれに含まれる。

この特別納税調整の細則を定めた「特別納税調整実施弁法」^{注3}は現在、改正の作業が進められ、15年9月にその改正草案が公表された。中国はG20のメンバー国として、前述のとおりBEPSプロジェクトに関与し、13年に策定されたBEPS行動計画への積極的な支持を表明してきた。改正後の規定は、BEPS行動計画の成果として出された多くの勧告を織り込む一方、中国特有の要因も考慮したものになると見込まれる。

例えば、移転価格文書(同期資料)に関する新しい規定は、BEPS行動計画13(移転価格関連の文書化の再検討)の成果として、①マスター文書(多国籍企業グローバル事業の状況、無形資産および金融活動の移転価格政策に係る情報等の開示)、②ローカル文書(現地企業の関連者間取引に係る情報等の開示)、③国別報告書(多国籍企業のグローバルの事業活動に係る国別の所得配分、納税状況、経営活動等の開示)という三層構造の

移転価格文書化のアプローチが採用されたことを受けたものとなるだろう。一定の要件に該当する企業は、16年度の移転価格文書から、従来よりも詳細な情報の開示を求められるようになる可能性が高いことから、まもなく公布されると見込まれる新しい規定に従い、できるだけ早く準備を開始する必要がある。

③徴税管理方式の転換

近年、行政改革の一環として当局による審査・承認事項の整理が行われ、税務に関しても、従来は関連法規あるいは実務において税務機関による事前の審査・承認が要求されていた多くの事項が、事前承認制から申告制に移行した。例えば、組織再編に係る特殊税務処理の適用^{注4}、非居住者による租税条約の恩典享受^{注5}、企業所得税の優遇措置の適用^{注6}などがその主なものとして挙げられる。前述した徴税管理体制の改革を進める中で、税務機関はこれらの事項に対する事後管理を強化することになる。

このような管理方式の転換により、納税者はある税務処理を適用するか否かを、税法規定に照らして自ら判断することを求められるようになる。また、税務機関による事後管理(すなわち、税務調査)の結果、追徴課税を受

II 中国税務上の諸課題と留意点

けるリスクも生じることには留意しなければならぬ。納税者は自らより大きな責任を負うことにもなるのである。

1 移転価格税制

移転価格税制への対応は、海外で事業を展開する日系企業にとって最も重要な税務課題の一つであり、中国における移転価格税制の執行状況にも

常に大きな関心が寄せられている。前述した移転価格文書に関する新たな要求のほか、最近における主な留意点として、国外関連者への費用支払に対する管理の強化と自主調整について触れておきたい。

① 国外関連者への費用支払

近年、中国の国家税務総局は、関連者への費用支払を通じた利益移転が図られていないかという観点から、中国国内の企業が国外関連者にサービ

ス費およびロイヤルティを支払う取引に着目している。15年3月に公布された「企業の国外関連者への費用支払に係る企業所得税問題に関する公告」(国家税務総局公告15年第16号)(以下、「16号公告」といふ)は、このような取引に対する管理の強化を目的とし、その内容は「特別納税調整実施弁法」の改正草案にも反映されている。

16号公告では、企業が国外関連者に各種費用を支払う取引が独立取引の原則に従っていない場合、税務機関は調整する権限を有する旨を規定するとともに、課税所得の計算上、損金に算入できない4種類の費用の支払について説明している。表1からわかる

近年は、正式な移転価格調査の実施に代えて、税務機関が納税者に対して自主調整を行うよう求めるケースが増えている。「特別納税調整実施弁法」の改正草案にも、納税者の自主調整を促す旨の規定があるため、留意が必要である。

「特別納税調整の監督管理に関する問題」についての公告(国家税務総局公告14年第54号)によれば、納税者が自主調整を行っても、税務機関はなお調査を行う権限を有する。また、納税者の自主調整は税務機関による更正とは異なるため、調整の結果、関連者間で二重課税が生じても、相互協議手続によつてその解消を図ることはできない。納税者が税務機関から自主調整を行うよう求められた場合においては、正式な移転価格調査となった場合のリスクの程度に加えて、このような点も考慮し、自主調整を行うか否かを判断することになる。

表 1 損金算入できない国外関連者への費用支払 (16号公告)

①機能とリスクを担わず、実質的な経営活動も行っていない国外関連者に支払う費用	
②企業に直接または間接の経済的利益をもたらさないサービスの提供に対して、国外関連者に支払う費用	③単に無形資産の法的所有権を保有するのみで、その価値創造に対する貢献がない関連者に支払うロイヤルティ
	④企業がファイナンス、上場を主な目的として、国外に持株会社またはファイナンス会社を設立した場合に、ファイナンス、上場活動から生じる付帯利益について国外関連者に支払うロイヤルティ

表 2 真の雇用主の判断要素 (19号公告)

基本要素	参考要素
●派遣元の非居住者企業が派遣人員の業務の結果に対して一部あるいはすべての責任およびリスクを負う。	●受入側の中国国内企業が派遣元の非居住者企業に対して、管理費あるいはサービス費の性質を有する費用を支払う。
●通常、非居住者企業が派遣人員の業績評価を行う。	●中国国内企業が非居住者企業に支払う金額が、企業が派遣人員に支払う給与、社会保険料およびその他の費用の金額を超える。
	●中国国内企業により支払われた金額の一部を非居住者企業が留保する。
	●非居住者企業が負担する派遣人員の給与の全額について、中国で個人所得税を納付していない。
	●非居住者企業が派遣人員の人数、職務資格、報酬基準および中国国内での勤務地を決定する。

の支払については、その価値の創造に貢献しているのは誰であるかの分析、検討が重要となる。

今後、国外関連者に種々の名目のサービス費あるいは多額のロイヤルティを支払っている企業は、全体の利益水準にかかわらず、調査対象企業として選定される可能性が高くなる

② 自主調整

2 P E 認定課税

中国国外の企業が中国国内に法人ではない、事業を行う何らかの拠点を有する場合、これが恒久的施設(以下、「P E」といふ)と認定されると、当該企業はこのP Eに帰属する事業所得に対して中国で企業所得税を課され

る。これは、「PEなければ課税せず」という国際課税の一般原則によるものである。

日中租税条約第5条5項では、「単一の工事または複数の関連工事について12か月の間に合計6か月を超える期間行われる、使用人その他の職員(独立の地位を有する代理人を除く)を通じて提供されるコンサルティングの役務」はPEとなる旨が規定されている。中国への人員派遣に関してよく問題となるのは、この役務提供PEである。

① 出張者のPE認定

日本本社の従業員が中国子会社に出張し、技術支援などの役務を提供する場合、その期間が6か月を超えれば、役務提供PEに該当し、日本本社が受け取る技術支援料に対し、増値税のほか、企業所得税が中国で課される。通常、企業所得税はみなし利益率を用いて計算される。実務上は、「6か月」を超えるか否かの判断が一律ではなく、中国現地で実際期の役務提供期間にかかわらず、契約期間が6か月を超えることをもってPE認定を受ける可能性もある点に留意しなければならない。

出張者の中国での活動がPE認定を受けた場合、租税条約上の短期滞

在者の免税規定(いわゆる183日ルール)は適用されず、各出張者の中国滞在日数にかかわらず、個人所得税も課されることになる。出張者の場合、中国の税金を本社が負担すれば、当該部分も個人の所得となり、日本の所得税計算にも影響を与えるため、実務処理が煩雑になる可能性がある。

② 出向者のPE認定

実務上、日本本社が中国子会社に出向する者の給与を個人に支給した後、中国子会社が当該給与相当額を日本本社に送金する際、税務機関がこれを役務提供対価の支払とみなし、課税を主張することがある。これは、出向者の活動に係る役務提供PEの認定問題として捉えることができる。

中国子会社への出向者の活動が役務提供PEとして認定されるのは、出向者の「真の雇用主」は日本本社である、すなわち、出向者は出向期間においても日本本社の指揮管理下で勤務しているとみなされた場合である。

「非居住者企業の派遣人員の中国国内における役務提供に係る企業所得税の徴収に関する問題」についての公告(国家税務総局公告13年第19号)によれば、出向元の企業が表2に挙げる基本要素を満たす場合、出向者の真の雇用主は出向元の企業であると

判断される。この判断を行う際は、参考要素として列挙した要素も併せて考慮しなければならない。

出向者のPE認定リスクを低減するためには、出向者の出向期間中における真の雇用主は中国子会社であること主張できるように、日本本社の海外勤務者規程、出向元と出向先の企業間で締結される出向契約書、出向先の企業と出向者の間で締結される雇用契約書を整備する必要がある。既存の書類がある場合は、それらに出向者が日本本社の指揮管理下にあることを示すような文言がないかの見直しを行わなければならない。

3 組織再編税制

中国事業の合理化を目的とする中国子会社間の合併、中国事業からの撤退に伴う持分譲渡など、各企業における組織再編のニーズは高まっている。再編取引では主に、資産または持分の譲渡益課税の有無が税務上の問題となる。

① 一般税務処理と特殊税務処理

「企業の再編業務に係る企業所得税の処理に関する若干の問題」についての通知(財税[2009]59号)では、組織再編の取引に係る一般税務処理と特殊税務処理について規定している。

一般税務処理を適用する場合、資産を譲渡する側は取引時点で資産の譲渡損益を認識し、譲渡益が生じた場合は課税が生じる。一方、特殊税務処理を適用する場合は譲渡損益の認識が繰り延べられ、取引時点で譲渡益課税は生じない。再編取引が表3に挙げる適用要件をすべて満たす場合、納税者は特殊税務処理を選択適用することができる。

前述のとおり、現在、特殊税務処理の適用に対して税務機関による事前承認は求められないが、事後管理は強化されるため、納税者は適用要件の充足に関する十分な判断根拠を準備しておく必要がある。例えば、再編取引に合理的な事業目的があるか否かをめぐり、納税者と税務機関の見解が相違する可能性もあると考えられる。

② 持分譲渡

再編取引の中で最もよく見られる持分譲渡の取引のうち、特殊税務処理の適用要件をすべて満たすケースは限定的と考えられる。一般税務処理を適用する場合は、持分の譲渡価格から原価を控除して譲渡損益を計算する。近年、持分譲渡の取引は税務機関による重点的な調査項目の一つとされており、関連者間の取引はもろろんのこと、第三者間の取引であっても譲渡

表3 特殊税務処理の適用要件 (59号通知)

基本要件	
■再編について、合理的な事業目的を有し、かつ税額の減少、免除あるいは納付延期を主たる目的としていないこと	
■譲渡(取得)する持分/資産が規定の割合を満たすこと:	
●全持分/資産の50%以上を譲渡すること	
●被分割企業の出資者が元の持分割合に基づき、分割企業の持分を取得すること	
■持分による支払額が規定の割合を満たすこと:	
●持分による支払額が取引の支払総額の85%を下回らないこと	
●同一の支配下にあり、対価を支払う必要のない企業合併であること	
■再編後の連続12か月間に、従来の実質的経営活動が変更されないこと	
■再編後の連続12か月間において、元の主要な出資者が取得した持分を譲渡しないこと	
クロスボーダーの再編取引に係る追加的な要件	
1. 非居住者企業が100%の持分を直接保有する他の非居住者企業に、保有する居住者企業の持分を譲渡する場合	●当該持分の譲渡所得に係る源泉税負担に変化がないこと
	●譲渡側の非居住者企業が、保有する譲受側の非居住者企業の持分を3年以内に譲渡しないことを、所轄税務機関に書面で承諾すること
2. 非居住者企業が100%の持分の直接保有関係を有する居住者企業に、保有する他の居住者企業の持分を譲渡する場合	
3. 居住者企業が保有する資産または持分をもって、100%の持分を直接保有する非居住者企業に投資する場合	
4. 財政部、国家税務総局が認めるその他の状況	

表4 合理的な事業目的の判断 (7号公告)

合理的な事業目的の判断時に考慮すべき要素
合理的な事業目的の有無を判断する際には、中国居住者企業の持分等の財産(「中国課税財産」)の間接譲渡取引と関連するすべてのスキームを全体として考慮し、実際の状況も踏まえ、以下の関連要素を総合的に分析しなければならない。
1. 中国国外の持株会社(「中国国外企業」)の持分の主な価値
2. 中国国外企業の主な資産構成、収入の源泉
3. 中国国外企業および傘下企業の担う機能とリスク(組織構成の経済実態の有無)
4. 中国国外企業の株主、ビジネスモデル、組織構成の存続期間
5. 中国課税財産の間接譲渡取引に係る中国国外での納税状況
6. 間接譲渡取引と直接譲渡取引の代替可能性
7. 中国で適用される租税条約の状況
8. その他の関連要素

外において、中国子会社の持分を直接保有する子会社を親会社が吸収合併した結果、中国子会社の投資者が親会社に変更されるケースでは、表3の「クロスボーダーの再編取引に係る追加的な要件」を満たさないと、特殊税務処理の適用を認められない可能性が高い。

③ 持分の間接譲渡

中国国外の投資者が中間持株会社を通じて中国居住者企業の持分を間接的に譲渡する取引に対しても、中国で課税される可能性がある。当該取引に合理的な事業目的がなく、租税回避を目的にしていると認められる場合、一般租税回避防止規則²⁷⁾に基づき、中国国外の投資者が中国居住者企業の持分を直接譲渡したものとみなされるのである。15年2月に公布された「非居住者企業による財産の間接譲渡に係る企業所得税の若干の問題に関する公告」(国家税務総局公告15年第7号)では、このような取引に合理的な事業目的があるか否かを判断する際に考慮すべき要素(表4を参照)などについて詳細に規定している。

当該公告では、持分の間接譲渡取引を行う当事者が、自ら当該取引に係る中国での課税の要否を判断することを求めているといえる。取引の当事者が、取引には合理的な事業目的があり、中国で課税されるものではないと判断した場合、任意で中国の税務機関にその取引の報告を行うことができる。一方、当該取引に対し、自主的に中国で納税することもできる。取引の報告を行えば、税務機関による事後

価格の妥当性を問われる可能性があることに留意しなければならない。実務上は、税務機関から第三者による資産評価報告書の提出を求められるの

が通常である。中国子会社の投資者がその持分を直接に譲渡する場合だけでなく、中国国外における企業間の合併・分割の

結果、中国子会社の投資者が変更される場合にも、持分譲渡の取引が行われたものとして、中国で譲渡益課税が生じる可能性がある。例えば、中国国

外において、中国子会社の投資者が変更される場合にも、持分譲渡の取引が行われたものとして、中国で譲渡益課税が生じる可能性がある。例えば、中国国

的な調査の結果、追徴課税を受けた場合の利息などが軽減されるが、追徴課税の可能性そのものは残るといふ点に留意しなければならない。取引の当事者は、合理的な事業目的の存在を立証するための証拠資料をどの程度収集できるか、潜在的な追徴課税リスクがどの程度あるかという点を勘案し、取引の報告もしくは自主的な納税を行うか否かを検討することが必要になる。

4 税関調査

最近では輸入原材料、部品の関税評価をめぐる税関調査への対応も、多くの日系企業にとって課題の一つとなっている。特に留意が必要なのは、関連者間の取引とロイヤルティーの取扱いである。

「輸出入貨物課税価格評価弁法」(税関総署令第213号)の規定に基づき、税関が輸出入貨物の課税価格を評価する際、取引当事者双方に特殊な関係があるか否か、特殊な関係が取引価格に影響を与えているか否かが考慮される。いわば、税関の移転価格問題である。税関調査を受けた場合、納税者は取引当事者双方の間の特殊な関係が取引価格に影響を与えていないことを証明する資料、証拠の提出

を求められる。

また、同評価弁法では、買い手が売り手または関連者に直接、間接に支払うロイヤルティーが、①輸入貨物と関連しない、②その支払を、輸入貨物を中国に販売する条件としない、という要件のいずれにも該当しない場合、そのロイヤルティーを輸入貨物の課税価格に含めなければならずと規定している。税関調査では、特にロイヤルティーと輸入貨物の関連性が議論の対象となることが多い。

今年4月に税関申告書の改訂が行われ、「特殊な関係の確認」、「価格の影響の確認」および「ロイヤルティー支払の確認」という、関税評価と関連する3つの項目が加えられた。このことは、税関による一層の管理強化を意味していると考えられる。今後は、関連者との取引に係る価格設定の妥当性、ロイヤルティー支払と輸入貨物の関連性について検討を行い、通関時または事後的な調査に備えて、申告内容の根拠または説明資料を準備しておくことの必要性が高まるといえる。

III まとめ

最近の税制改革の動きの中で、税務機関による事前承認に代わり、事後

管理が強化されるという徴税管理方式の転換が図られていることは、納税者にとって、ある税務処理を適用するか否かの自主判断を求められると同時に、その税務処理に関する不確定性が高まる、すなわち、将来的な追徴課税リスクが生じ得ることも意味する。

このような変化の中で、納税者が必要に応じて専門家のアドバイスも求めつつ、あるいは税務機関ともコミュニケーションをとりながら、税法規定や政策を正しく理解し、運用することがますます重要になるといえる。実務上は、明確な規定がない、もしくは納税者と税務機関の規定に対する理解が異なる事項も往々にして生じ得るが、納税者が自らの主張を明確にしておくことは必要である。

15年1月に公表された「租税徴収管理法」の改正草案には、事前裁定制度に関する規定があり、最近では実務においても試験的に事前裁定の行われるケースがある。納税者の税務処理に関する確定性を高めるために、事前裁定制度が近い将来、正式に導入され、かつ適切に機能することが望まれる。

また、本稿で個別の課題として取り上げた事項はいずれも、リスクの低減を図る上で納税者の積極的な対応が求められるものである。まずは自社の

現状とリスクの程度を把握することが必要といえるだろう。

注1…税金を中央政府の財源となる国税、地方政府の財源となる地方税および中央、地方共通の財源となる共通税に分けて、国家税務局と地方税務局を設置し、国税と地方税をそれぞれ徴収する体制をいう。

注2…増値税の納税者には一般納税者と小規模納税者がある。一般納税者は納付税額の計算時に、増値税専用發票などの控除証憑を入手していることを条件として、仕入税額を売上税額から控除することができる。一方、小規模納税者は売上高に一定の徴収率をかけて納付税額を計算し、仕入税額の控除は認められない。

注3…国税発「2009」2号により、「特別納税調整実施弁法(試行)」が公布された。

注4…「企業の再編業務に係る企業所得税の徴収管理に関する若干の問題について」の公告(国家税務総局公告15年第48号)など

注5…「非居住納税者による租税条約の恩典享受に関する管理弁法」(国家税務総局公告15年第60号)

注6…「企業所得税の優遇政策事項の処理弁法」(国家税務総局公告15年第76号)
注7…「企業所得税法」第47条

「習近平政権による」法治
国家建設への取組み

1 「法治」国家建設の大方針

習近平政権は、2012年11月の発
足以来、「人治」とも呼ばれた従来の統治
体制を改め、法律に則って統治が行われ
る「法治」国家の建設を重要な目標の一
つとして掲げ、大規模な改革を行ってきた。

「法治」国家建設のスローガンは、13年
11月の第18期中央委員会第3回全体会
議(三中全会)の「改革を全面深化」における
若干の重要問題に関する決定に盛り込
まれ、さらに、14年10月の第18期中央委
員会第4回全体会議(四中全会)では主
要なテーマとして議論され、「依法治国」の
全面的推進の若干重大問題に関する決
定が採択された。

四中全会の決定では、「依法治国」、す
なわち「法に依って国を治める」原則に基
づく、「法治」国家の実現に向け、①憲法
を中心とする法律体系の整備、②司法の
公正性の確保、③法による行政の徹底等
の具体的な取組みの内容が明確にされ
た。

2 司法改革の進展

「法治」改革における施策の中でも、特
に注目を集めたのが、従来の行政による
介入等の弊害を排除し、司法の公正性及

中国ビジネスの現場から見た「法治」改革

本間隆浩 森・濱田松本法律事務所 アソシエイト(上海事務所一般代表) 弁護士

習近平政権による「法治」改革が開始されて3年余りが経過し、注目された司法改革についても、各種制度の整備が進み、一定の成果が上がりつつある。他方、「法治」改革は、法執行の厳格化という形でも、中国の事業環境に大きな変化をもたらしている。企業におけるコンプライアンスの重要性はこれまでになく高まっており、特に、賄賂やカルテル等の取締リスクの増大への対応は、ビジネスの現場における喫緊の課題となっている。



最高人民法院の正面

びそれに対す
る国民の信頼
を確保するこ
とを目標に掲
げた司法改革
である。

15年には、
①人民法院の
訴訟の受理立
件手続を明確
化し、恣意的

な提訴受理の拒否・懈怠等の問題の解消
を目指した立件登記制度の整備や、②各
地方の人民法院における地方保護主義
の影響の回避等を目的とした最高人民
法院による巡回法廷制度の整備等の施
策が本格的に施行された。

最高人民法院の年度活動報告によ
れば、15年度の各地方の人民法院の事
件受理件数は前年比124.7%の
1951万1000件となり、最高人
民法院の事件受理件数に至っては前年
比142.6%の1万5985件となる
等、司法制度の整備・利用拡大に向けた
改革は一定の成果を上げ始めている。

3 法による行政の徹底の影響

「法治」改革のもう一つの柱である、法
による行政の徹底、すなわち、行政権力
の恣意的な行使・濫用の防止や法執行の

厳格化については、行政機関に対する影
響だけでなく、贈賄行為やカルテル等の
独占禁止法違反行為等に対する取締り
の強化といった民間企業への影響も生じ
ている。

これらの法執行の厳格化による影響
は、司法改革による影響以上に、ビジネ
スの現場に直接的な影響を与えるもので
あり、「法治」改革により高まった贈賄や
カルテル等の取締り・処罰リスクへの対
応は、中国で事業を行う企業における喫
緊の課題となっている。

II 贈賄リスクへの対応の必要性

1 贈賄行為に対する取締りの強化

習近平政権の下では、その発足以来、
厳格な腐敗撲滅運動が実施され、賄賂
をはじめとする汚職行為の大規模な摘
発が行われてきた。報道等においては、
大物政治家や軍人の摘発が注目を集め
ているが、「虎も蠅も共に叩く」(13年1
月新華社報道)という方針の下、小規模
な事案についても積極的な摘発が行われ
ており、特に贈賄罪の立件人数は11年度
から15年度の5年間で約2倍となってい
る(図1参照)。

また、中国における贈賄行為が、米
国のFCPAや英国のBribery Act
2010、日本の外国公務員贈賄罪(不正

表1 公務員等に対する贈賄罪の罰則及び刑事立件基準

公務員等	個人	原則5年以下の懲役又は拘留及び罰金の併科	原則3万元以上
	法人	罰金	原則20万元以上
政府機関 国有企業等	個人	原則3年以下の懲役又は拘留及び罰金の併科	原則10万元以上
	法人	罰金	原則20万元以上

競争防止法18条)等の中国国外の賄賂規制の適用を受け、高額な罰金等の処罰を科される可能性があることも無視できない。さらに、中国では、日本と異なり、公務員等に対する贈賄だけでなく、企業間の賄賂についても商業賄賂として処罰対象となる点に注意が必要である。商業賄賂の取締

中国の刑法上、不正な利益を図る目的で公務員や政府機関等に対して財物を供与する行為は贈賄罪として刑事罰の対象とされている。刑事罰の内容は、贈賄の主体と相手方によつて異なるが(表1参照)、贈賄の相手方には公務員や政府機関だけでなく、国有企業やその役員等も含まれ得る点に注意が必要である。また、15年11月の刑法改正により、贈賄者(個人)に対し懲役・拘留と罰金の併科が可能とされ、公務員の近親者等に対する贈賄が対象に追加される等、規制が強化された点も注目に値する。

なお、公務員等に対する贈賄については、最高人民法院及び最高人民検察院により刑事立件基準が定められている(表1最右列参照)。これらの基準額は一見高額なようにも思われるが、未立件

の個々の贈賄行為の金額の合算が可能とされ、また、基準額以下であっても、3以上の相手方に対する贈賄の場合や違法な利益の取得を図った場合等の一定の場合には立件が義務付けられていること等から、当該基準額以下であれば問題ないと思えることは危険である。

(2)実務上の対策

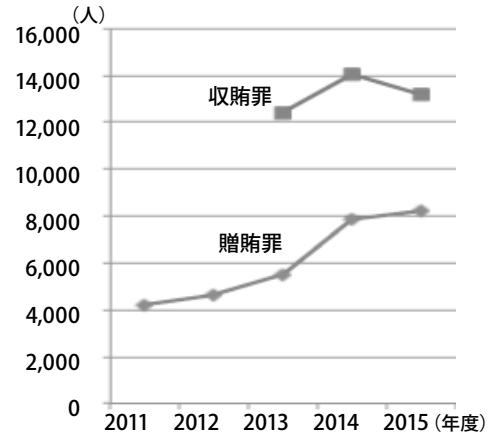
汚職に対する取締りの強化により、政府機関の綱紀粛正が進む一方で、地方や業種によっては、中秋節等の祝祭日に政府機関の担当職員等に対して月餅等の贈答品を送るなど、従来からの慣行が完全に消滅しているとは言い難い状況も見受けられ、企業側において贈賄リスクとの関係で難しい判断を迫られる場面が増加している。

このような場合、どの程度の範囲であれば社会的儀礼の範囲内として許容されるかについて明確な基準は存在せず、前述のとおり刑事立件基準に拠ることも適切ではないが、参考となり得るものとして、党員や政府職員等に対し、受領した贈答品等について100元以上は登記、200元以上は上納、年間合計600円を超える部分は登記及び上納を要求する共產党及び國務院の内規が存在する。当該内規は1995年に制定されたものであり、実務上どの程度厳格に運用されているかは不明であるが、13

年には、共產党中央政治局が公正な公務の執行に影響のある贈答品等の受領禁止を厳命していること等に鑑みれば、当該内規なども考慮して保守的な取り扱いとすることが望ましいと考えられる。

実際の実務運用においては、公務員等に対する贈答品や接待などについては、許容される場合及び内容・金額等の基準を設け、事前のチェック体制を整えることが望ましい。

図1 贈収賄罪立件人数の推移



(出所) 各年度の最高人民検察院の活動報告による。なお、2012年度以前の収賄立件人数は報告が無く不明である。

り、処罰件数の近時の推移に関する正確な公式データは見当たらないが、商業賄賂についても、14年9月には、製薬大手のグラクソ・スミスクライン(GSK)の中国法人が、医薬品の販売拡大のために医師等に対して贈賄を行ったとして30億元の罰金を科される等、近年取締りが強化されている。

2 公務員等に対する贈賄規制

(1)規制の概要

中国の刑法上、不正な利益を図る目的で公務員や政府機関等に対して財物を供与する行為は贈賄罪として刑事罰の対象とされている。

刑事罰の内容は、贈賄の主体と相手方によつて異なるが(表1参照)、贈賄の相手方には公務員や政府機関だけでなく、国有企業やその役員等も含まれ得る点に注意が必要である。また、15年11月の刑法改正により、贈賄者(個人)に対し懲役・拘留と罰金の併科が可能とされ、公務員の近親者等に対する贈賄が対象に追加される等、規制が強化された点も注目に値する。

なお、公務員等に対する贈賄については、最高人民法院及び最高人民検察院により刑事立件基準が定められている(表1最右列参照)。これらの基準額は一見高額なようにも思われるが、未立件

3 商業賄賂に対する規制

(1)規制の概要

前述のとおり、中国では、取引先などに対して、取引機会等の商業上不正な利益を得るために財物等を供与する行為についても、商業賄賂として、不正競争防止法に基づき行政罰の対象となるだけでなく、贈賄金額が高額な場合には刑事罰の対象にもなる。なお、収賄側に対する処罰も存在する。

商業賄賂の意義については、不正競争防止法の文言上は、商品の販売又は購入に関連する財物の付与等に限定されているが、実務上は、商業活動に関連する不正な利益の獲得を目的とした財物等の供与を広く意味すると解されている。この点、16年2月に公表された不正競争防止法の改正草案においては、①商業賄賂の目的を広く取引機会や競争優位の獲

表2 商業賄賂の罰則及び刑事立件基準

個人	個人	行政罰：1～20万円の過料及び違法所得の没収 刑事罰：原則3年以下の懲役又は拘留	原則6万元以上
	法人	行政罰：1～20万円の制裁金及び違法所得の没収 刑事罰：罰金	原則20万元以上
法人	個人・法人	行政罰：1～20万円の制裁金及び違法所得の没収	刑事罰無し

得とし、②贈賄行為には経済的利益の付与の承諾を含む(付与の結果は不要とし、かつ、③従業員が使用者の取引機会や競争優位の獲得のために贈賄を行った場合は原則として使用者の行為と見做す等、商業賄賂の処罰範囲を拡大する方向の変更がなされている。

表3 近時の主要なカルテル処罰事例(外資関連)

水平	液晶パネル事件(2013年1月)	韓国・台湾の液晶パネルメーカー6社が会合において価格等に関する情報交換・協議。総額3億5,300万円の支払命令(制裁金等)
	自動車部品・ベアリング事件(2014年8月)	日系の自動車部品メーカー8社及びベアリングメーカー4社が会合において価格等に関する情報交換・協議。総額8億3,196万円(自動車部品)・4億344万円(ベアリング)の制裁金
	自動車運搬船事件(2015年12月)	日系等の海運会社8社が会合において価格等に関する情報交換・協議。総額4億700万円の制裁金
垂直	粉ミルク事件(2013年8月)	外資・内資の粉ミルクメーカー9社による再販売価格維持。総額6億6,873万円の制裁金
	眼鏡用レンズ・コンタクトレンズ事件(2014年5月)	外資・内資のレンズメーカー7社による再販売価格維持。総額1,957万円の制裁金
水平・垂直混合	外国車メーカー・ディーラー事件(2014年9月～2015年9月)	①ドイツ・米国・日本の外国車メーカーによる完成車・部品の再販売価格維持(垂直)及び②販売店による完成車・メンテナンス・部品価格協定(水平)(※事案により①②の一方又は双方を処罰)。総額数千円～数億円の制裁金

商業賄賂に対する行政罰及び刑事罰の具体的な内容は、表2のとおりである。刑事罰としての罰金額については、具体的な基準は無いものの、実務上は贈賄金額が基準とされる傾向があり、前述のGSKの事例では贈賄の資金額として認定された30億元と同額の罰金が科された。

表4 リニエンシーの効果

価格関連事件(国家発展改革委員会)	価格非関連事件(工商行政管理局)
1位：任意的減免 2位：任意的に50%以上減額 3位以降：任意的に50%未満減額	1位：免除 2位以降：任意的減免 ※首謀者には減免不適用

れているように、高額となる可能性がある。また、贈賄を行った個人も懲役や拘留等の刑事罰の対象となり、GSKの事例では前董事長等に対して2～3年の有期懲役(執行猶予付)が科されている。

なお、商業賄賂についても刑事立件基準が存在するが(表2最右列参照)、公務員等に対する贈賄の場合と同様に贈賄金額の合算の可能性等があるだけでなく、商業賄賂においては、不正競争防止法違反(行政罰)については金額基準自体が存在しない点に留意を要する。

(2)実務上の対策

商業賄賂についても、公務員等に対する贈賄の場合と同様に、取引先に対する贈答品や接待等の金額が社会的儀礼の範囲内に収まるようにする必要があること、また、疑わしい状況下(例えば、新規取引の交渉又は継続中の取引等との関係が疑われるような状況等)での実施は避けることが望ましいこと等が基本的な注意事項として挙げられるが、商業賄賂に関しては、以下の点にも特に注意が必要である。

まず、不正競争防止法の関連規定において、リベート・値引き・仲介手数料の提供に際して、会計帳簿に適切に記載しなければならず(さらに、値引きについては契約上も明確に規定される必要があり、仲介手数料については仲介業者の適法な

事業資格(経営範囲等)の保有が必要とされている)、当該要件を満たさない場合には、実体の如何を問わず、直ちに商業賄賂と見做される点が重要である。この点、会計帳簿だけでなく、事後的な値引還元を増値税用インボイス(発票)に正確に反映しなかった場合にも商業賄賂と認定された事例も存在する。なお、これらの形式条件さえ満たせば、常に適法となるわけではなく、リベート等の供与が実体を伴わないものである場合には商業賄賂とされる点、加えて、これらの取扱いには、販売促進費、労務費、コンサルティング料等の名目を問わず、支払の実質に鑑みて適用される点にも留意が必要である。

また、第三者を通じた贈賄も商業賄賂の処罰対象となり得ることから、各種事業の入札においてエージェント等を起用する場合の運用基準及び契約雛形等の整備、また、販売代理店との代理店契約における贈賄禁止条項の規定等の対応も重要である。

III カルテルリスクへの対応の必要性

1 カルテルに対する取締りの強化

カルテル規制をはじめとする独占禁止法の執行強化は、「法治」改革における一般的な法執行の強化だけでなく、健全



国家発展改革委員会

さらに、16年に入り、水平的カルテルへのリニエンシー制度適用に関するガイドライン等、独占禁止法関連の複数のガイドラインの草案が相次いで公表されるなど、さらなる制度の整備に向けた当局による取組みも活発化している。

2 カルテルに対する規制

(1) 規制の概要

独占禁止法上、①競争事業者間の独占合意(水平的カルテル。価格の固定、市場分割等)、及び②メーカー・販売店間等の川下・川上事業者間の独占合意(垂直的カルテル。再販売価格の拘束等)の2種類のカルテルの類型が規定されている。

このような中で、カルテルの摘発件数も増加しており、価格関連事件及び価格非関連事件をそれぞれ管轄する国家発展改革委員会及び工商行政管理总局のウェブサイトによれば、11年度から15年度の5年間に合計109件のカルテルが立件されている。これらの中には、14年8月に複数の日系の自動車部品及びペーシングメーカーが総額12億円の余りの制裁金を科された事例等、外資企業に対する処罰事例も多数含まれている(表3参照)。

カルテルに対する罰則は、法人に対する、(i)違法行為の停止命令、(ii)違法所得の没収、(iii)前年度の売上高の1~10%の制裁金(実務上は関連市場の中国国内の売上高を基準)の行政罰のみであり、刑事罰や個人に対する処罰は存在しないが、(iii)制裁金については、行為継続期間中の各年度の金額の合算等により極めて高額となる可能性がある(行為終了日から2年間の除斥期間が定められているが、行為継続中は当該期間は開始しない)。

(2) 実務上の対策

カルテルに対する対策としては、競争法遵守規程等の社内規定の制定、社内教育の徹底、コンプライアンス担当部門・社内通報窓口等の設置、競争事業者との接触の回避(水平的カルテル対策)、取引契約雛形の見直し(垂直的カルテル対策)等の社内規定・体制の整備が平時の予防策として重要であるが、有事の場合には、リニエンシーへの対応が非常に重要となる。

リニエンシーとは、カルテル調査の効果的な実施を目的として、①自発的な違反事実の申告及び、②重要な証拠の提出を要件として、制裁金の免除又は減額を認める制度であり、表3記載の全ての事例においても適用される等、当局により積極的な運用が行われている。

リニエンシーの具体的な効果は表4のとおりであるが、適用の有無及び順位によって制裁金の金額が大きく異なってくることから、カルテルが疑われる行為が社内で見えられた場合には、リニエンシーにおいて他社と比べて不利に取り扱われることの無いよう、早急に事実関係を確認した上で、リニエンシーの申請の是非について迅速な判断を行う必要がある。現在では、各国の競争当局間において活発な情報交換が行われていることから(日本の公正取引委員会も、15年10月に国家発展改革委員会と、16年4月に

商務部と情報交換等の協力に関する覚書を締結済み)、他の国・地域において調査対象となった事案が中国でも調査対象とされる可能性があり、そのような場合の判断は特に重要となる。

中国のリニエンシーの手続きについては、これまで適用要件や順位・制裁金の減免割合の基準等が不明確であったが、前述のとおり、水平的カルテルへのリニエンシー制度適用に関するガイドラインの草案が国家発展改革委員会から16年2月に公表される等、制度の整備が進んでおり、今後の動向が注目される。

IV 終わりに

習近平政権による改革については、まだ途上であり、各方面から賛否両論の様々な評価があるところであるが、以上に見てきたとおり、「法治」改革によって、中国におけるコンプライアンスを中心とした事業環境に大きな変化が生じていることは明らかである。

企業の側においても、このような変化に遅れることなく、正確に現状を認識し、かつ、さらなる変化をも見通した上で、適切な対応を先手を打って実施していくことが、今後の中国ビジネスにおいて非常に重要になってくると思われる。

I 中国知的財産権保護の現状

1 中国によるプロパテント政策の推進

中国政府は、2006年に「知的財産権保護行動計画」を定めて以来、イノベーション型国家への建設を行っており、08年6月には知的財産権の創造、活用、保護および管理の向上を盛り込んだ「国家知的財産権戦略綱要」を国家戦略として公布した（「国家知的財産権戦略綱要」の全文および全訳は、日本貿易振興機構北京事務所知的財産部のウェブサイト [http://www.jetro-pkip.org/html/zishow_BID_212.html] から入手可能である）。

同要綱は、20年までに中国が知的財産権の創造、運用、保護、管理の水準の高い国となることを目指し、5年内に自前の知的財産権の水準を大幅に引き上げ、知的財産権の運用効果を大きく高め、保護状況を著しく改善し、社会全体の知的財産権意識を高めることを目標としている。すなわち人件費の急騰や環境問題の深刻化等により、低コストを武器とした競争力を将来にわたって維持するのは困難であること、市場の改革・開放後も国際的な競争力を有する中国企業をなかなか

中国における知的財産権保護制度の最新の傾向

小野寺良文 森・濱田松本法律事務所 弁護士

中国では、プロパテント政策を推進しており、知財の出願数のみならず、侵害訴訟の件数も急増している。2014年11月以降、北京、上海、広州に中国初の知財専門裁判所である「知識産権法院」がそれぞれ設立されたが、これらの法院における審理方式の確立、研究が進んでいる。本稿では、これらの最新動向を概観し、日本企業の留意点について解説する。

育成できておらず、外資企業の後塵を排していることを問題視し、革新的な技術を創造できるイノベーション型国家を建設し、経済および産業構造の改革、国際競争力の向上を目指そうとするものである。

同要綱を受けて、研究開発の助成の拡大など様々な分野の政策が導入されたが、知的財産権の文脈では、出願費用等助成制度（自治体、サイエンスパークごとの助成制度、国外特許出願専門助成金管理暫定施行弁法（09年8月施行）等）、税制面での優遇等（ハitek企業認定管理弁法（08年4月施行）等）による出願および登録の推進、権利保護の強化、特許の産業化促進等の施策が推進されることとなった。

2 出願数の増大

次の図1〜4は、中国がWTOに加盟した01年から14年までの中国、日本、米国、欧州および韓国のいわゆる5大特許庁（5極）における特許、実用新案、意匠および商標の出願数の推移である（いずれも世界的財産権機関〔WIPO〕の統計による国内居住者および外国居住者からの各国特許庁への出願数の合計）。

まず中国「国家知識産権局（SIPPO）」への特許（発明専利）の出

願件数は、図1に示したとおり増加の一途をたどっている。特に1で述べた施策が実施された09年以降急激に増加し、11年には年間50万件を突破し、それまで世界一位であった米国特許商標庁（USPTO）への出願数を超えた。

14年には、上記の特許出願の件数は約92万8177件とはじめて90万件を突破し（WIPOによる統計）、なお急激な増加が続いている。このうち内国出願人による出願の割合は、86.3%、外国出願人の割合は、13.7%であり、以前として内国出願人による出願の割合が他の主要特許庁よりも高い状態が続いている。14年には、特筆すべき事項として、実用新案出願数が、年次の統計では制度開始以来はじめて前年を下回り、約90万件弱であったため、特許出願数が実用新案出願数を上回るようになった。中国に特異な現象として長らく無審査で登録される実用新案権の登録数が非常に多く、特許管理上の大きな問題となっているが、単年度の出願数のみであっても特許が実用新案を上回ったことは、中国における知財保護の進展を示すものとして注目に値する。

なお、WIPOの統計によると14年の中国における国際（PCT）特許出願数は、2万5548件であり、米国

中国初の知財専門裁判所が14年11月以降、北京、上海、広州に設立された。写真は「北京知識産権法院」

図1 特許出願件数の推移 (5極の比較)

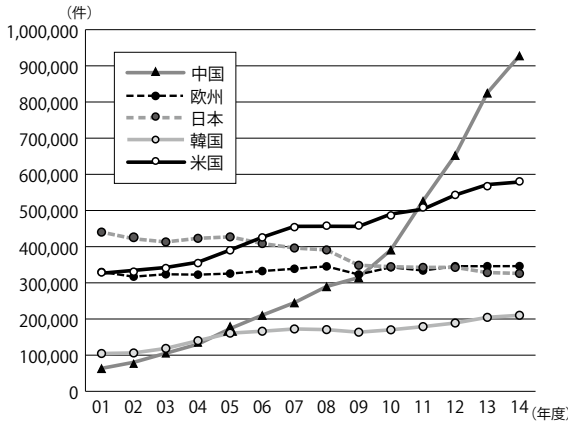
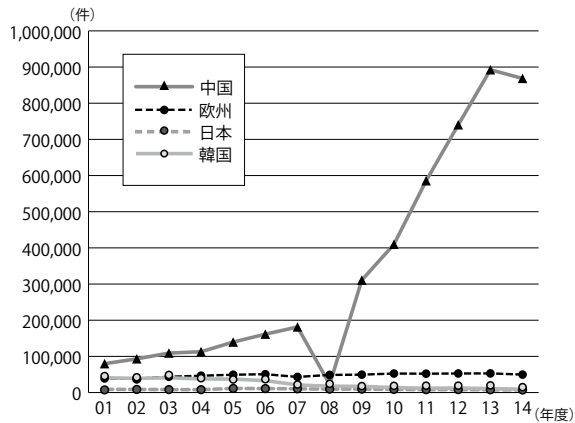


図2 実用新案出願件数の推移 (4極の比較)



および日本での国際特許出願に続き第3位となっている(なおPCT出願の出願人別のトップも中国の華為技術

図3 意匠出願件数の推移 (5極の比較)

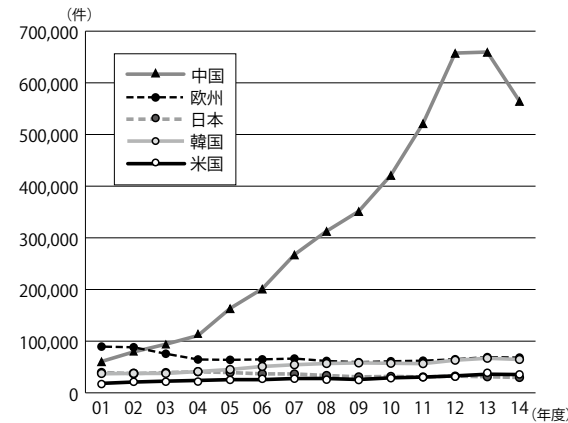
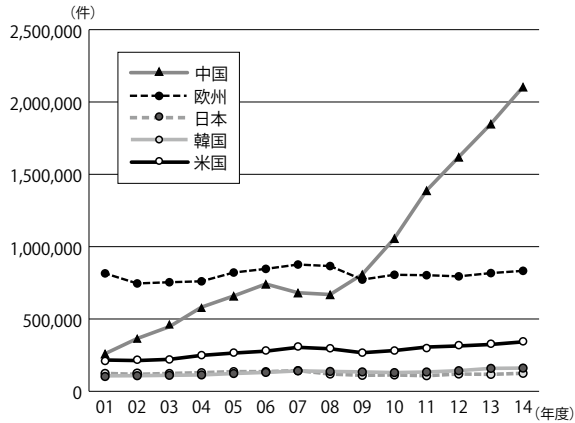


図4 商標出願件数の推移 (5極の比較)



の3442件であった。次に、実質的に無審査で付与される実用新案権の出願数、および意匠の

出願数は、中国のみが突出している状況が続いているが、14年には、前述のとおり、実用新案出願ははじめて前年の出願数を下回り90万件を下回った。また、意匠出願数も同様にはじめて前年の出願数を下回り、70万件を下回った(図2、3)。上記のとおり、実用新案権および意匠権の出願数の鈍化は、中国の知財保護の質的变化を示すものとして注目される。

商標出願数は依然増加を続けており、14年にははじめて年間200万件を超えている(図4)。

中国のみならずこのように出願数が多いかについては様々な要因が指摘されるが、国内出願人(国内居住者)の出願数が多く、外国出願人の出願数が少ない(また伸びも鈍化している)ことから、国内出願人が助成金による補助、税制の優遇等の措置の適用を受けるため、また大学等が出願数を競い合っていたため増加していると考えられ、内実よりも件数が先行している面が否めない。これに伴い外国企業の技術を冒認する出願の増加(特に実用新案権)、中国語のみの特許文献が急増しており、特許調査の負担の増大が問題化しているが、上記のとおり、質的な変化も見られており、今後沈静化の方向に向かうことを期待したい。

出願数は、中国のみが突出している状況が続いているが、14年には、前述のとおり、実用新案出願ははじめて前年の出願数を下回り90万件を下回った。また、意匠出願数も同様にはじめて前年の出願数を下回り、70万件を下回った(図2、3)。上記のとおり、実用新案権および意匠権の出願数の鈍化は、中国の知財保護の質的变化を示すものとして注目される。

商標出願数は依然増加を続けており、14年にははじめて年間200万件を超えている(図4)。

3 侵害訴訟の現状

14年の中国全土の人民法院における知的財産権関係民事第一審事件の新受件数は9万5522件であり、前年に比べて7.8%増加した。12年までの急激な伸びから一段落した格好であるが(例えば、12年の新件受任数は約8万7000件であり、11年の約6万件から約46%の急激な伸びを示していた)、その後も2年連続して数パーセントの増加傾向が続いており、日本の同様の数字が数百件であることを考えると非常に多くなっている。

新受事件のうち、特許関連は9648件で、前年比4.9%増、商標関連は2万1362件で、同8.3%減、著作権関連は5万9493件で、同15.9%増であった。特に特許訴訟は、13年に初めて減少したが、14年に再び増加に転じて年間9000件台を維持しており、米国の同年の6000件を上回り世界1位の水準にある(ただし、中国では複数当事者に対する事件が別の事件として複数カウントされており単純な比較はできない)。そして、商標訴訟は、14年には、前年に引き続き約2万1000件となり、3年連続2万件超となっている。(図5)

同年の既済事件のうち、渉外関係

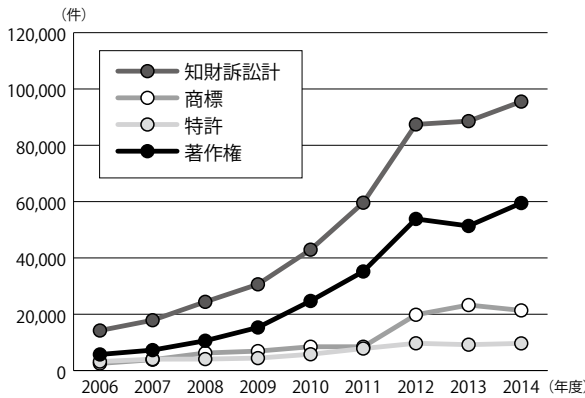
3 侵害訴訟の現状

14年の中国全土の人民法院における知的財産権関係民事第一審事件の新受件数は9万5522件であり、前年に比べて7.8%増加した。12年までの急激な伸びから一段落した格好であるが(例えば、12年の新件受任数は約8万7000件であり、11年の約6万件から約46%の急激な伸びを示していた)、その後も2年連続して数パーセントの増加傾向が続いており、日本の同様の数字が数百件であることを考えると非常に多くなっている。

新受事件のうち、特許関連は9648件で、前年比4.9%増、商標関連は2万1362件で、同8.3%減、著作権関連は5万9493件で、同15.9%増であった。特に特許訴訟は、13年に初めて減少したが、14年に再び増加に転じて年間9000件台を維持しており、米国の同年の6000件を上回り世界1位の水準にある(ただし、中国では複数当事者に対する事件が別の事件として複数カウントされており単純な比較はできない)。そして、商標訴訟は、14年には、前年に引き続き約2万1000件となり、3年連続2万件超となっている。(図5)

同年の既済事件のうち、渉外関係

図5 知的財産権訴訟の第一審受理件数 (SIPO 調べ)



4 「知識産権法院」の設立および審理の状況

訴訟(当事者の双方または一方が外国人の事件)は1716件で、現状においては、少数にとどまっている。ただし、この数字には外国人法人によって設立された中国現地法人が含まれていないこと、今後、さらに多くの権利が、出願を経て登録されると考えられること、また知財関連法全般につき懲罰的損害賠償制度の導入等の権利保護強化を目的とする法改正がすでに実施され、または予定されていることからすれば、日本企業を含む外国法人が被告として訴えられるケースは着実に増加するものと考えられる。



知的財産権法院の様子

以上のような知的財産権訴訟の急増を受けて、十分な知識と経験を持った裁判官が不足しており、すべての地域の人民法院に知的財産権訴訟の管轄を認めると、専門裁判官による審理が行えず、判断の妥当性に問題があり、また地域保護主義に基づき偏った判断が為される傾向があること等の問題が指摘されてきた。

そこでまず北京、上海および広州において中級人民法院レベルの「知識産権法院」が設立された。具体的には、最高人民法院が、14年7月9日に公布した「人民法院第四個五年改革綱要(2014-18)」の中で、知的財産権案件の集中地区で「知識産権法院」を設立することを明らかにし、14年8月31日、第十二期全人大常務委員会第十回会議において、「全国人民代表大会常務委員会による、北京、上海、広州における知識産権法院の設立に関する決定」が公布され、同年11月6日にまず

「北京知識産権法院」が設立され、同年12月16日に広州、同年12月28日上海においてそれぞれ「知識産権法院」が設立された。これらの成果を踏まえ、全国主要都市(省都、主要都市)で「知識産権法院」を設立する予定であり、また高裁レベルの「知識産権法院」の設立も併せて検討されている。

これまでも主要都市では各中級人民法院の中に知財事件を専門に扱う知的財産権法廷(12年末までに全国291の中級人民法院、129の基層人民法院に知的財産権法庭が設置されている(12年12月25日付「最高人民法院關於知識産権審判工作情况的報告」)が設置されており、従来から知的財産権に精通した裁判官が審理を担当していた。

しかしながら、地方都市の中級人民法院では知財事件に精通しない裁判官が事件の処理を担当し、審理の質や判断の統一の問題があったが、「知識産権法院」が全国で設置された後は、すべての知財事件において「知識産権中級人民法院」で審理が受けられる。その結果、審理の充実、判断の統一(安定性の向上)、地方保護主義の影響が減少することが期待される。

また従来の実務では、地方の中級人民法院に管轄が認められる場合、原告

に有利な原告の地元の法院での訴訟を避けるため、被擬侵害者の方から大都市の法院に不存確認訴訟を提起する場合があったが、このようなケースは減少することが期待されている。

「知識産権法院」の審理の実態や状況については、最高人民法院および「知識産権法院」は、15年9月に記者会見を行い、その後、徐々に審理の状況が明らかになってきている。表1は、各「知識産権法院」の概要である。

次に「知識産権法院」における審理の特徴として、技術調査官制度について述べる。「知識産権法院」における訴訟も、民事および行政訴訟である以上、他の民事事件および行政事件と同様に、民事訴訟法、行政事件訴訟法といった関係法令に基づき審理されることに変わりはない。

ただ、「知識産権法院」に特有の制度として技術調査官制度が導入され、審理に高度な技術的知見を必要とする特許訴訟等における審理が充実することが期待される(15年1月21日公布の「知識産権法院における技術調査官の訴訟活動参加に関する若干問題についての最高人民法院による暫定規定」)。

その概要であるが、「知識産権法院」には技術調査官(司法補助員)を配置

に有利な原告の地元の法院での訴訟を避けるため、被擬侵害者の方から大都市の法院に不存確認訴訟を提起する場合があったが、このようなケースは減少することが期待されている。

「知識産権法院」の審理の実態や状況については、最高人民法院および「知識産権法院」は、15年9月に記者会見を行い、その後、徐々に審理の状況が明らかになってきている。表1は、各「知識産権法院」の概要である。

次に「知識産権法院」における審理の特徴として、技術調査官制度について述べる。「知識産権法院」における訴訟も、民事および行政訴訟である以上、他の民事事件および行政事件と同様に、民事訴訟法、行政事件訴訟法といった関係法令に基づき審理されることに変わりはない。

表1 「知識産権法院」の概要

	北京知識産権法院	広州知識産権法院	上海知識産権法院
設立日	2014年11月6日	2014年12月16日	2014年12月28日
院長	宿遲	楊宗仁	呉偕林
規模	審判庭4 技術調査室1	立案庭 1 特許審判庭 1 著作権審判庭 1 商標及び不当競争審判庭 1	審判庭4 付属機構について、上海市第三人民法院と上海鉄路運輸法院と共有。
人員構成	裁判官数：22人	法官（院長副院長を含めて）：30人（平均年齢41歳）	法官（院長副院長を含めて）：14人（平均年齢41.2歳で、知的財産に関する審判実務暦は平均8.4年）

（出所）15年9月の最高人民法院の公表資料および報道をもとに筆者が作成

するものとき、[「知識産権法院」]は特許、植物新品種、集積回路の回路配置、ノウハウ、コンピュータソフトウェアなどに係る技術専門性が高い民事事件、行政事件を審理するに当たって、技術調査官を指定して訴訟活動に参加させることができるものとされた。技術調査官は、主に知識産権局の審査官が

人民法院に出向して常勤で勤務する形態をとっており、日本の調査官制度に類似する（なお、「知識産権法院」では、日本の専門委員制度に類似する、学識経験者等からなる非常勤の技術専門委員制度も導入されている）。

技術調査官は裁判官からの求めに応じて、案件に関連する技術問題について以下の職務を行うものとされている。

- ① 訴訟文書と証拠資料を閲覧し、技術事実の争点の明確化
- ② 技術事実の調査範囲、順序、方法についての建議
- ③ 証拠収集、実地調査、保全に参加し、その方法、手順などについての建議
- ④ 尋問、公聴、裁判活動に参加
- ⑤ 技術審査意見を提出し、合議体の評議に参加
- ⑥（必要に応じて）裁判官に協力し、鑑定人、関連技術分野の専門家を召集し、鑑定意見、諮問意見の提出

技術調査官の提出した技術審査意見は、裁判官を拘束するものではないが、技術事実を認定する際に参考とされ、訴訟の帰趨に大きな影響を及ぼすものと考えられる。ただ「北京知識産権法院」を例に挙げると、15年10月に技術調査官室が設置されたばかりであり、約40人の技術調査官が任命され

ているようであるが、16年3月時点までに関与した案件は約数十件程度にとどまっており、まだまだ制度の運用は緒に上ったばかりの状況であり、今後の動向が注目される。

II まとめ—日本企業の今後の課題

以上のとおり、中国は、着実に知的財産権法制度の整備を進めており、日本企業としてもその研究・対策にこれまで以上に取り組む必要がある。特に、特許の出願数が急増していることから、中国語の特許文献の調査、先使用権立証のための証拠保存、冒認特許・実用新案出願への対応（無効審判請求の準備）、自社の技術に精通した代理事務所との関係構築等の体制強化が必要である。

そして、「知的財産法院」をはじめとする知財訴訟の審理の充実について注目が必要である。北京、上海および広



「北京知識産権法院」

州に「知識産権法院」が設立された結果、少なくとも北京市、上海市および広東省においては、知的財産権関連訴訟を専門的に扱う裁判官による審理を受けることができることが保証されることになり、少なくともこれらの大都市においては、知的財産権法上の論点につき事実上の判断の統一性・妥当性の向上・改善、地域保護主義の排除等についての成果が期待されている。

一方、北京市、上海市および広東省以外の地域においては、知的財産権訴訟の管轄は従前のおりであり、知的財産権訴訟の審理に精通していない裁判官による審理を受けるリスク、また原告に有利な土地での応訴を余儀なくされるリスクは残っており、これらの地域でも「知識産権法院」の整備が進むよう中国に促す努力が必要である。

また中国では、制度上判例に法的拘束力はないが、今後「知識産権法院」への管轄集中により、これまで以上に審理の進め方の研究や判例の集積が進むものと考えられる。現に「知識産権法院」でも、判例の分類、研究を進めているという点であり、先例的価値の高い判例を法院が発表することが期待されているところであり、これまで以上に判例情報の収集・分析が重要になると考えられる。

中国経済は「高度成長期」から「安定成長期」に入り、中国政府が「ゾンビ企業」の整理、過剰生産能力の解消等を含む様々な解決策を打ち出していることにより、中国の日系企業を取り巻く経営環境に大きな変化が生じている。これに対し、多くの日系企業は、事業再編という方法による対応を模索しているが、その中でも労務問題の解決は、依然として中心課題の一つである。今回は、最近打ち出された新たな政策と、新たな動向を踏まえ、日系企業の事業再編と、その中でも労務に関する難題について解説を試みる。

Ⅰ 中国の日系企業の経営に對して影響の大きい新たな政策

「ゾンビ企業」の退治

「ゾンビ企業」とは、負債を抱え経営状況の回復が見込めないにもかかわらず、融資や政府支援を受けるなどして倒産を免れている企業を指す、経済学上の概念である。中国では、政府による投資、銀行貸付、債権債務関係および地方の雇用率の維持等の理由により、長期的に欠損し、収益が見込めないにも拘らず、再編、清算することも困難な企業が数多く存在しているのが現状であり、こうした企業も「ゾンビ企業」としての特性を備えている。

日系企業の中国事業再編 — 労務問題対応は依然として中心的課題の一つ

熊 琳 北京市大地律師事務所 代表弁護士

事業再編は、外部環境の変化に適應するには有効な方法であるが、中国法と実務の複雑さにより、難題が多い。中でも労務問題は、対応の最も困難なものであり、これを適切に解決できるかどうか、事業再編の成功のカギとなる。



働き手の生活を如何に守るか

中国政府は、2015年9月13日に公布された「国有企業改革を深化させることに関する指導意見」において、国有資本の運営効率を最適化するため、一部の国有企業の整理や統合再編を行い、新しいタイプの国有企業を展覧させていくとの方針を打ち出した。その後、李克強首相は「ゾンビ企業」という言葉を用い、新たな政策によって整理の対象となる企業を象徴的に表現することが多くなった。

「ゾンビ企業」の統合や退治は、主に国有企業を対象としているように見えるが、実は、国有企業と合併あるいは提携を行っている多くの日系企業も、これにより大きな影響を受けている。次に挙げるのは、最近の代表的なケースである。

「日中合併企業のA社は、中国国内市場の不況により、近年連続して欠損状態にある。2年前、日本側株主が中国側持分を買い取り、独資化することを申し出たが、譲渡価格で合意できず、買収は失敗に終わっていた。今回の新政策が公布された後、中国側株主から公正価格により日本側株主の持分を買い取る意向が積極的に提起された」

このように、「ゾンビ企業」の退治を行うという新たな政策が実行される

なか、日本側にとって利用可能な再編のチャンスが到来するか、そうしたチャンス積極的につかむことが可能になりつつある。

2 生産能力過剰の解消

中国の過剰生産の問題は、長年にわたって存在しており、なおかつ「業界の生産能力が増大し、価格が下落する」企業が競争力を失い地方政府の収入が減少する「地方政府が奨励し企業が生産能力を一層拡大すること」でコストダウンを図る「業界の生産能力がさらに高まり価格もさらに下落する」という悪循環に陥っている。統計によると、12年末の時点で、中国の鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、板ガラス、船舶業界の稼働率はそれぞれ、72%、73.7%、71.9%、73.1%、75%にとどまっており、これらは国際的な水準を大きく下回っている。過剰生産は、一部の地方政府には短期的な利益をもたらすものの、市場の過当競争を一層激化させ、業界全体の欠損が拡大し続け、企業の破産や従業員の失業が増え、銀行の不良債権がかさみ、エネルギー資源問題が深刻化し、自然環境の悪化を招くなど、中国経済の健全な発展に著しい損害を与えている。

これに対し、中国國務院が13年末に

公布した「生産能力の深刻な過剰による矛盾の解消に関する国務院の指導意見」(以下、「41号文書」と称す)について、今日まで国家発展改革委員会、工業情報化部等の機関により徹底した執行がなされており、その中で制定された以下各項の改善措置は、日系企業に対しても一定の影響力を及ぼすものとなっている。

①生産能力の無計画な拡大を抑え、規則に違反する生産能力を整理

↓日系企業の投資が可能な分野にも影響を及ぼす。

②立ち遅れた生産能力の淘汰・撤去

工業情報化部より提起された「第12次五カ年計画の産業分野で立ち遅れた生産能力の重点淘汰目標」および41号文書で提起された追加目標において、15年末までにそれぞれ淘汰すべき生産能力を、製鉄6300万吨、製鋼6300万吨、セメント(クリンカー)の生産および粉砕能力)4億7000万吨、電解アルミニウム90万吨、板ガラス1億1000万ウエイトケースとしている。このほか、船舶、コークス、炭化カルシウム、合金鉄、銅製錬、鉛(再生鉛を含む)製錬、亜鉛(再生亜鉛を含む)製錬、製紙、アルコール、グルタミン酸ナトリウム、クエン酸、皮革、捺染、化学繊維、鉛蓄電池等も、生産能力の淘汰の重点対象業界とされている。

池等も、生産能力の淘汰の重点対象業界とされている。

↓日系企業の生産経営活動に直接(企業自らの生産行為が淘汰対象の生産能力に該当する場合)または間接的に(企業の川上または川下企業が淘汰される生産能力に該当する場合)影響を及ぼすことになる。

③企業の合併・再編を推進

◆非公有制企業が、資本参加、持分の保有、資産買取等の様々な方法により、企業の合併再編に参与することを奨励し、指導する。

◆できる限り多くの合併・再編を実現して破産・清算を減らし、適切に従業員の処遇問題を解決する。

↓在中の日系企業が再編を行うチャンス(能動的)および可能性(受動的)が増える。なおかつ、ここでもM&Aを主要な方法とすること、従業員の処遇問題の重要性が明確に打ち出されている。

④産業配置の最適化、産業構造の転換および環境保護のための立ち退きの秩序だった遂行、都市からの退去およびインダストリアルパーク化

↓環境保護法に基づく取締りの強化と強い関連性を持っている。最近では、産業エリアの調整に関連し、環境保護を理由として、すでに在中の日系

企業が地方政府より立ち退き要請を受けたケースがすでにある。

⑤中国国内の有効需要の拡大、需給構造の改善(ハイテク、省エネ、環境保護製品の普及)

↓関連の先端技術を持つ日系企業にとつて、新たなチャンスをもたらす。

⑥国際市場の拡張を強固なものとし、対外的な投資協力を拡大する

↓中国以外の地域において、日本企業と中国との競争が激化することになる。

⑦技術のさらなる革新を促進し、企業管理のイノベーションを強化する

↓日系企業と中国国内企業が技術提携や技術サービスを行うチャンスが増える。

II 日系企業の事業再編とその中の労務に関する難題

上述の中国経済の発展にかかる新たな変化と、それに伴い打ち出された様々な新政策の影響を受け、近年日系企業による積極的な中国事業の再編が相次いでおり、それにより企業の経営状況を改善し、変化に適応しようとする動きが出ています。

以下は、最近よく見かける再編についての5通りの方法を解説し、その中でも労務に関する難題および解決方

法に重点を置いて説明を試みる。

1 企業規模の縮減

B社は、日本資本独資のメーカーだが、近年企業の人件費コストが急速に上昇する一方で、売上高はそれに相応するほど伸びてはいないため、経営状況が悪化してきている。しかし、日本の本社は即刻中国市場から撤退することとは望んではいないため、次のような決定を下した。

◆オートメーション設備の投資を増やし、生産ラインの自動化を進める。

◆3年かけて生産ラインの従業員数を徐々に現在の30%にまで減らす。

登録資本および総投資額の増加に関する増資についての行政審査および認可の手続きは、すでに十分習熟しており、対応はそれほど難しいものではない。このため、上記の方針の実施における難点は、いかに人員削減を行うかにかかっている。

企業の規模縮小は、法定の「従業員労働契約期間満了前の解除」の事由には該当せず、なおかつB社も「経済的な理由による人員削減」を行う条件(連続3年の赤字)は満たしていないことから、従業員の労働契約締結状況について十分な調査、分析を行ったうえで、効果的な人員削減方法を決定するしかない。

◆期間の定めのある労働契約を締結している従業員に対しては、労働契約期間の満了時に更新しないものとする。

◆期間の定めのない労働契約を締結している従業員に対しては、協議による解除の方法をとり、会社が法定基準を上回る経済補償金を支給し、従業員が離職に同意しやすくなるように計らう。

◆会社の異動権を活用する。労働契約および就業規則で許される範囲で、プレッシャーを与える手段として異動を活用し、協議による労働契約解除に同意するよう従業員を説得する。

上述のような人員削減方法があるとはいえ、実際の実施過程においては多くの想定外の難題に直面することがある。以下はその例である。

①削減を予定していた女性従業員が急に妊娠した。

↓通常は、当人の「三期(妊娠期間、出産期間、授乳期間)」が終了した後で削減を行うことになる。中国政府が「二人っ子」政策から「一人っ子」へと人口政策を改正して以来、このような急な妊娠という問題が激増する可能性が出てきた。

②削減を予定していた従業員が急に負傷した。

↓通常は、医療期間が満了するのを

待つて削減を行うことになる。

③従業員から会社に時間外勤務手当、社会保険料等の未払いがあると主張された。

↓交渉によって、従業員から主張を取り下げさせるか、解決の協議に合意すべきである。

④削減される従業員から会社に対して労働仲裁を申し立てられるか、訴訟を提起された。

↓この場合は、必ず積極的に対応しなければならぬ。

⑤削減された従業員が会社に報復する目的で、関連政府機関に対して「違法行為を通報し、会社が政府機関の調査を受けた。

↓この場合は、積極的に対応しなければならぬ。適時、積極的に対応しなかつたか、対応上のミスにより企業が行政処分、刑事処分を受けたケースも少なくない。

2 持分譲渡

前掲のA社の例では、「ゾンビ企業」を整理する政策の実施により、A社の中国側株主(国有企業)から積極的に日本側株主の保有するすべての持分を買収する意向の申し出がされたものの、次のような買収の条件が提示された。

(1) 国有資産の評価額を持分譲渡価

格の最高額と定める。

(2) A社の現地従業員は、すべて解雇する。

(3) (1)を前提に、日本側株主の負担すべき人員削減コストを差し引く。

このような買収条件に、日本側は相当しい対応を迫られることになる。

(1)の、国有資産の評価には、専門的な法律制度が適用されることから、資産評価会社への委託や指示を日本側が直接行うことができず、評価会社の選定、公正な評価の確保、評価結果の公平性といった問題に、直接対応することが難しい。

↓対策…資産評価問題を持分譲渡の条件交渉の一部とし、交渉において中国側に対しプレッシャーを加えることで、資産評価の実施により日本側の利益が損害を被ることのないよう、間接的に計らう。

(2)の、どのような方法を採用してすべての従業員の解雇を完了するか、極めて重要な問題となる。

①「経済的な理由による人員削減」という方法を採用する場合、法律上、会社は一方的に人員削減を行う権利を持つが、地方政府は現在、大規模な人員削減に対して非常に慎重な姿勢を取っており、認可しない可能性がある。このため、地方政府との交渉の進め方

が極めて重要となる。

②「協議による解除」という方法をとる場合、A社は法定基準を上回る経済補償金を支給することになるうえ、万一、一部の従業員との協議に失敗した場合、すべての従業員を解雇するという目的が実現できないことになる。

③また、持分譲渡にかかる行政審査・認可手続を行う際に、従業員と労働紛争が発生していると、行政審査・認可手続に直接的な影響が及ぶことになり、手続きが大幅に遅れ、審査・認可が完了できなくなることもある。

↓このため、個々のケースについて十分に分析したうえで、有効な交渉戦略を用い、従業員へ積極的に対応することが極めて重要となる。

3 持分買収・独資化

C社は、日中合弁の設備メーカー(日本側が持分を保有し支配している)であり、中国側株主は投資対象産業の調整のため、C社より撤退したい意向であるとともに、C社を独資化するという考えも持っている。独資化のプロセスにおいて、次に挙げる2点が対応上の難点となっている。

(1) 国有資産の譲渡手続

現行の法律規定では、国有資産を非国有企業に譲渡する場合、国有財産権取引所で公開取引を行わなければな

らないとされている。公開取引を行う際、譲渡人が一定の譲渡条件を設定することは認められているが、単独の対象のみしか満たすことのできないような条件を設定することは禁じられている。このため、対象となる資産の買い取りに第三者が介入するか、第三者から悪意の取引妨害を受ける可能性がある。

このため、可能な限り安全な譲渡条件をいかにして設定するかについて、国有資産にかかる法令を分析するだけでなく、国有資産監督管理委員会、国有財産権取引所および持分の譲渡者側とのコミュニケーションを十分にとる必要がある。

(2) 従業員からの不合理な要求への対応

C社の独資化は、法律上C社従業員との既存の労働契約の継続履行には影響を与えない。従業員への経済補償金支給が必要となるような状況は存在しない。しかし、独資化の計画を決定する際に従業員の意見を十分にヒアリングしないと、従業員の本側株主に対する不信のもととなり、それに加えて一部の従業員から自らの利害関係(定年退職時に経済補償金を受け取ることができない)のために、C社が独資化する際に経済補償金を

支給するよう求められ、これに同じな場合はストライキを実施するという要求を突きつけられた。

ストライキが企業の経営に著しい影響を及ぼし、顧客との契約への違約が生じたり、行政審査・認可手続が完了できなくなる等の不利益をもたらしていることを考慮して、日中双方の株主が協議し、最終的に従業員側からの要求を受け入れた。

↓独資化計画策定の初期段階で十分に従業員への対応という問題を考慮することによって、従業員から不合理な要求を受けるリスクを大幅に低減することが可能である。

4 解散・清算

現地法人D社は、経営不振により数年にわたり連続赤字となっていたため、日本本社は経営期間が満了する前に解散し、清算することを決定した。解散・清算に関する行政審査・認可手続が非常に複雑で、所要時間も長い(通常1年から2年)ことに加え、従業員の処遇問題も重要な課題である。解散・清算は、労働契約を解除する法定事由の一つであるため、従業員の同意は必要とされない。ただ、実務においては、従業員が「三期」、「医療期間」にあること、賃金、時間外勤務手当の未払い、社会保険料等の未納付、有給休

暇の未取得等を理由として、労働契約のスムーズな解除を妨害するケースも発生している。このほか、一部の従業員が労働仲裁を申立てて会社を威嚇し、高額な経済補償金を支払うよう要求してくる場合もある。このような想定外の事態が発生した場合には、リスクマネジメントの原則に則り、適切な交渉方法をとり対応することを勧める。

5 合併・分割

中国の会社法の規定により、合併・分割は、吸収合併、新設合併、存続分割、解散分割の4通りのケースに細分化されている。このうちのいずれの方法で合併・分割を行う場合でも、関連の行政審査・認可手続は非常に複雑なものであり、特にこれらの方法は、すべて会社の解散にかかる抹消手続に関連し、会社の解散・清算の関連手続と事実上ほとんど変わらないものである。

合併・分割に関連した従業員の処遇問題は、次に挙げる2通りの方法がある。

(1) 全従業員を合併・分割後の会社で受け入れる場合は、主に原労働契約を変更することになる。

(2) 合併・分割のプロセスにおいて人員削減を行う場合、労働契約法第34条^{注1)}の制限により、会社は直接人員を

削減できない。このとき前述の「2 持分譲渡」に似通った状況にある場合には、経済的な理由による人員削減または協議による労働契約解除という方法を採用する必要がある。

III 結論およびアドバイス

以上の分析の通り、中国経済、社会および法律をめぐる環境の迅速な変化に適応するため、在中の日系企業は事業再編の方法をとり、積極的に対応していく必要がある。中国の法律と実務の複雑さのため、事業再編のプロセスにおいては関連の行政審査・認可手続に適切な対応が求められるほか、関連の労務問題に円満な解決が得られるかどうか、事業再編の成功如何に極めて重要な影響を及ぼす。このため、企業は自社の状況を十分に勘案して、できる限り完璧な事業再編および従業員の処遇計画を策定し、実施の過程で出現する様々な問題を適時解決して行くことで、初めて事業再編完了の成功が約束されるのである。



注1：労働契約法 第34条 雇用者に合併又は分割等の状況が発生した場合、原労働契約は、継続して有効であり、労働契約は、その権利および義務を承継した雇用者が継続して履行する。

省エネ・環境コーナー

「山東淄博日中大気汚染対策協力モデル区」プロジェクトの進捗と展望

杜本水萌
日中経済協会 事業開発部

淄博市は山東省の省都・済南市から東に70キロにあり、東京都と埼玉県を合わせた面積に420万人が暮らしている。かつては石炭を豊富に産出したことから、セメント、陶器、ガラスなど建材・窯業のほか、石油化学など重化学工業都市として発展。エネルギー消費の中心は石炭で年間4000万トンを超える。山東省内の17市中、大気汚染が最も深刻な市の一つ。ここで推進中の大気汚染対策協力モデル区プロジェクトを紹介する。

価格競争力の障害克服



2016年3月初め、日中経済協会事務局は、中国側関係者との間で本プロジェクトの進捗状況と課題を確認し、今後の対応・協力について協議するために現地を訪問した。本モデル区推進の横断的枠組みに参画している淄博市の6部門（環境保護局、発改委、経済信息化委〔省エネ辦公室〕、商務局、科技局、外事辦公室）のほか、山東省環境保護庁、外事弁公室の代表が参加し、さらに北京から国家發展改革委員

会の直属機関、マクロ経済研究院對外經濟合作弁公室（以下「外経弁」とする）の責任者も同行した。外経弁は日中省エネルギー・環境総合フォーラム（以下「フォーラム」とする）の中国側の実務を担当する部署であり、15年11月、当協会との間でグリーン発展分野の経済・技術実務協力強化に関する覚書を結んでいる。

淄博市、山東省関係者との会議には、15年から大気汚染対策が次々と打ち出され、企業レベルでの措置が進む中、双方の数回にわたる関係者往来、ビジネスマッチング実施を経た現在、モデル的な案件形成が期待ほど進んでいないことに、我々双

方が些かの焦燥感を感じて臨んだ。

日中企業間におけるプロジェクト形成の大きな障害の一つは価格競争力である。淄博市は日本の技術・設備の優位性を認識しつつも、国産の同等品との価格差が大きいことを指摘した。当協会からは、日本技術・設備の価格を評価する際、長期・安定的な運用・メンテナンスなどを含めたライフサイクルコストの視点を導入した総合評価のメカニズムを確立すべきと提案したところ、省政府から一定の理解を得ることができた。一方、淄博市は一刻も早く大気汚染を改善する必要性に迫られており、企業にとっては極めて短期間で技術の選定・導入・運転を実現させなけ

ればならない状況にある。日本企業との交渉には時間と手間がかかり、



石炭燃焼の超低排出（特に工業ボイラー）を核心とした緑動力プロジェクトに力を入れて推進している。（淄博市環境保護局のロビーにて）

川崎重工の中国企業（清華同方）との合弁会社、同方川崎の製造するヒートポンプが、15年冬季より淄博市の民営石油精製企業（匯豊石化）で順調に稼働している。市政府は、これを日本の技術が効果をあげているモデル拠点とし普及につなげる方向で検討中である。（右）
匯豊石化の王副総経理が山東省政府（環境保護庁）にヒートポンプの運転効果を説明。（下）



さらには中国側の求める納期に日本企業が追いつかないことが課題となつていることも現実である。

今回済南市では、山東省環境保護庁・張波庁長と面談し、本モデル区について意見交換を行うことができた。張波庁長からは、中国企業の意識も大きく変化しており、効果が長く、長期に安定している技術・設備であれば価格差は導入の障害にはならないこと、また中国側は知的財産権保護にさらに努めつつ、淄博側のニーズにマッチする日本の技術、優位性のある解決手段を掘り起こし、「精准对接」（精度の高いマッチング）を行っていききたいとの意思表示があつた。

省政府は、今回の日本側出張の機会を捉え、市に対し、これまでよりもさらに省政府との連動メカニズムを強化し、課題については積極的に省の支援を取り付けるように要請し、市側も了承した。

「緑動力」プロジェクトとVOC対策を中心に

淄博市は、石炭消費量を削減しエネルギー構造の改造を狙って、「緑

動力」プロジェクトを推進している。

これは、石炭燃焼の超低排出（特に工業ボイラー）が核心で、16年、17年の2年間ですべてのプロジェクトを完了させる予定（16年には8割、17年に2割）。1年で30000万トンの石炭使用を削減できると見込んでいる。また、淄博市には約1000社の化学企業があり、約500カ所の保管拠点を有するが、いずれもVOC漏出による異臭対策が急務となつている。そこで、「緑動力」プロジェクトとVOC対策を中心にマッチングを推進していくとの意向。

また、ライフサイクルコストでの評価と合わせて、グリーンファイナンス（綠色金融）など資金支援の面についても山東省・市政府および外経弁と共に議論を進めていきたい。

さらに、すでに交流の基礎がありプロジェクトに代表性・モデル性のあるものを選定し、リソースを集中して1〜2のモデルプロジェクトを年内に形成できるように重点的に推進していく予定である。



（本モデル区への技術・設備等ビジネス展開についてご関心がございましたら、ご遠慮なく当会事業開発部にお問い合わせください）



Local Voice

四川宜賓・臨港—長江上流の新世代最高のグリーンポート

沈瀛

四川省宜賓臨港經濟技術開發區
投資促進服務中心副主任



万里長江第一城—宜賓

宜賓は四川省の南部に位置し、四川省、雲南省、貴州省の結合地域にある。世界の名酒である「五糧液」の故郷でもあり、古くから「万里長江第一城」、「中国酒の都」の賛美を受けている。2区8県を含み、面積は1万3283平方キロ。総人口は550万人を擁する。2015年の全市地域の生産総額は152.5億9000万元で省内第4位を維持し、前年比8.5%の伸びであった。

(1) 独特な地理条件

宜賓は、独特な地理的優位性を有し、

中国の長江経済エリア、シルクロードエリア、中国・インド・バングラデシュ・ミャンマー経済エリアなどの重要な戦略エリアが重なり合う部分に位置している。成渝経済エリア、川南経済エリアのコアエリアでもあり、四川省のメコン川サブ流域に接続し、東南アジア、南アジア内陸の広大な市場に進出するための橋頭堡である。四川省、雲南省、貴州省の9つの地級市4700万人とつながっている。

(2) 四通発達の交通網

宜賓は、鉄道、道路、水路、航空路の立体的な交通システムが完備しており、上海港との協力で建設された宜賓港は、四川省の最大の総合中枢港である。全国16都市に接続する宜賓空港までは15キロと近距離であり、高速道路では2時間半で成都、重慶に到達する。今後さらに、成都・貴陽間、重慶・昆明間の新幹線の乗車時間は1時間短縮される予定である。

(3) 豊富な総合的資源

宜賓には豊かな鉱物資源があり、探査

された鉱物資源は44種類に達し、そのうち石炭の埋蔵量は53億トンであり、開発可能な水力資源は716万キロワットであり、国家計画に盛り込まれている大西南シエールガス探測開発の先導実験区のコアエリアとして、探査されたシエールガス埋蔵量は2兆立方フィートである。

(4) 基礎の盤石な産業施設

以上の優位性を基礎として、宜賓には優良な中国酒、総合的エネルギー、新型化学・紡績・建築材料、重大装備・機械製造などを特色とする現代的な産業システムが形成されている。「中国酒の王様」である五糧液、世界最大のピスコス織維企業である絲麗雅、中国唯一のPWR核燃料モジュール生産企業である中核建中などの著名企業がある。

国家級の宜賓臨港經濟技術開發區

宜賓臨港經濟技術開發區は宜賓市の中心部の東、長江輸送のゼロキロの場所に位置し、宜賓の長江沿岸工業集積区とパース群を包括している。13年1月17日

に國務院に承認されて正式に国家級經濟技術開發区となった。四川省南部の最初の国家級經濟技術開發区として、臨港開發区は今後の宜賓の数百万の人口および産業のアップグレードと成長をサポートし、宜賓の都市の拡大、産業開拓と水運物流展開のコアエリアである。成立後5年間で、臨港開發区は「産業港、開



宜賓港



臨港企業サービスセンター

放港、革新港」という戦略的位置づけと「港で産業を成長させ、港で都市を成長させ、産業と都市を融合させる」という発展指針に基づき、西部一流の経済技術開発区の構築に取り組み。

(1) 長江の最初の港—宜賓港

臨港開発区は長江の最初の港—宜賓港を擁する。宜賓港は宜賓市政府と上海港務グループの合併で建設され、長江上流のコンテナ、重量輸送、バラ積み、保税倉庫、輸配送、食糧輸入指定港などの多機能を有する現代的な総合貿易港である。宜賓港の内外輸送ラインは毎週11往復あり、15年のコンテナ取扱量はすでに20万TEU以上に達した。

(2) 成熟した産業立地システム

臨港開発区は、独特な港の優位性と七通二平を実現した15平方キロの産業立地空間によって、臨港経済産業集積を構

築し、装備製造産業、新材料を主導産業、現代的な港物流産業、現代サービス産業を関連産業、運輸産業などを補助産業として形成し、「紅牛」ビタミンド飲料生産基地、東風欣通特殊車両産業園区、天原新材料産業園区、金川磁電産業園区などのプロジェクトが立地して一定規模の産業システムを有している。

我々は、四川(宜賓)先進装備の製造



臨港都市

業基地、臨港産業本部基地、宜賓臨港国際物流園区、臨港国際園区などの機能園区の建設を加速し、全面的に臨港産業のレベルを向上させ、蘇州工業園区などの先行園区、国家開発銀行などの金融機関、商務部投資促進局などの機構・協会と浙江大學等との協力を強化し、産業の開放度を向上させつつある。さらに「スマート臨港」建設が新興産業、優位性産業と情報化の深い融合をもたらし、臨港経済産業クラスターの飛躍的な発展を推進する。

(3) ベビシッター・ハウスキーパー式の企業サービス

臨港開発区的全経済部門は市場化運

営を実現し、プロジェクト運営管理センター、企業サービスセンター、投資促進センター、行政審査センターを設け、「終身ベビシッター制度+ハウスキーパー式+サービス」による審査事項を簡略化し、審査のプロセスを最適化させている。我々は、四川省南部の最初の「ネガティブリスト」を発

(4) 生活施設整備

行し、PPP、産業誘致基金、科学技術革新育成園区、産業支援資金、必要インフラ代建建設などの革新的な投資促進モデルを提起している。港業会社と宜賓港会社の2大主体がオペレーションリースとファイナンスリースを実施し、企業の需要をターゲットとしてプロジェクトの資金調達に良質なサービスを提供しつつある。

臨港開発区は、シンガポールのSCPとイギリスのAtkinsなどの国際的な一流設計チームに臨港開発区の概念設計、詳細設計、都市計画の作成を要請した。現在、宜賓最大の三甲医院、天立国際学校、宜賓観光集散センター、

複数のスマートコミュニティ(智能化小区)、五つ星ホテル、アウトレット、テーマパーク、スポーツセンター等がすでに建設され、一部は建設中である。16年には渝昆(重慶・昆明)新幹線の臨港駅を建設し、宜賓市内鉄道の臨港駅、都市軌道交通線とともに宜賓市中心部の東部交通中枢が形成される。12キロにわたる生態湿地を保存・改造し、都市文明を主軸にしつつ、産業、ビジネス、レジャー、生活と自然景観が一体化された独特の魅力を持つ「江山スマートシティ(智城)」を開発する。

協力希望分野

臨港開発区は、宜賓の優位性ある企業、便利な交通運輸条件と広範な市場を基礎として、省エネ・環境、スマート製造、新エネ自動車とデバイス、電子情報資材、高分子材料、金属複合材料、水運物流などの分野の協力ニーズを有している。宜賓臨港経済技術開発区は、日本企業の方がたの訪問を歓迎し、Win・Win協力の機会を期待している。



連絡先：沈瀛 投資促進服務中心副主任
四川省宜賓市臨港開發区長江北路二段
附3段17号企業服務中心大樓
電話 +86 186833120093
メール ybsyz123@alyun.com

情報クリップ

2016年4月



■ 4/15 貴州省貴陽市徐治昊副市长一行が来会

徐昊副市长一行は、当協会を訪問して生田専務理事等と面談し、貴州市の事業環境等を紹介すると共に、今後はビッグデータ、ヘルスケア、観光等の分野の取り組みを強化していく意向を表明した。

■ 4/20 山東省臨沂市・林国華副市长一行が来会

山東省臨沂市・林副市长一行が、臨沂市の最新状況の紹介とともに、今後の当協会との協力深化に向けた意見交換を目的に来会。臨沂市は山東省において、人口・面積ともに最大の都市であり、商業・物流・文化・観光資源が豊富。商品流通面では北の臨沂、南の義烏と言われるほど「臨沂商城（卸売市場）」は有名。小商品に限定せず幅広いラインナップで展開し、128カ所の専門市場があり、3,200億円の年商を誇る。同市は、北京、上海から560キロの等距離にある地の利を生かし、北京、上海の空路の混雑を緩和しながら、新たな中国東部地区の玄関口としての発展を構想中。今回の来日では、日本との貨物便の航路開設に向け、関連企業を訪問。

■ 4/21～22 第34回日中経済知識交流会に出席

李偉國務院発展中心主任を中国側座長、福井俊彦元日本銀行総裁を日本側座長とする第34回日中経済知識交流会が西安で開催され、「イノベーションと構造改革」等を含む幅広い議論が展開された。当協会からは、日本側メンバーである岡本理事長が高見澤調査部長と共に出席した（詳細は本号2頁 FOCUS 参照）。

■ 4/23 中国企業家倶楽部主催「緑公司年次総会」「日中ビジネス・ラウンドテーブル」出席・協力

岡本当協会理事長は、済南で開催された掲題総会に主催者の招聘により出席し、「日中ビジネス・ラウンドテーブル」のコーディネーターを務めた（本号3頁参照）。



■ 4/25 創新都市—深圳市ロボット産業投資説明会開催

深圳市投資推广署主催の「創新都市—深圳市ロボット産業投資説明会」が当協会等との協力により都内のホテルで開催された。張非夢同署弁公室主任は、基調演説の中で「深圳市ロボット、ウェアラブルデバイス、スマートデバイス産業発展計画」を重点的に紹介。同計画によれば14年から20年までの産業育成のために毎年5億元の政府投資を行い、2,000億元超の産業規模に押し上げる目標である。

説明会では、日本の産業ロボット製造メーカー・ファナックと電子デバイス生産企業の村田製作所がそれぞれの最新技術や製品ならびに中国での事業展開などについて紹介した。

また、深圳市企業で日本に進出したEVメーカーのBYD・ジャパンとドローン市場シェア7割のDJIが発展状況および将来ビジョンについてプレゼンテーションを行った。

本説明会には約80人の関係者が出席し、当協会の生田専務理事が日本側協力団体の代表として挨拶した。

JCNDA NEWS

2016年4月の日中東北開発協会の活動から

■ 4/22 NPO 北東アジア輸送回廊ネットワーク第7回研究フォーラム参加

掲題フォーラムが都内にて開催され、後藤当協会事務局長が参加した。当日は帝京大学現代ビジネス学科・李燦雨専任講師が「朝鮮半島南北関係の展望」と題し、南北朝鮮の政治経済関係と対外関係の現状と今後の見通し等に関して詳細に解説した。

■ 4/25 黒龍江省牡丹江市工業信息化委員会・才清琳副主任一行来会

黒龍江省牡丹江市工業信息化委員会・才副主任一行2人が来会、生田理事長他が対応した。才副主任から最近の同市の経済概況の紹介があり、双方で今後の協力等について幅広く意見交換した。



2016年7月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

中国経済「新常态」の展望

編集後記

5月の週末、戦後日中関係のオーラルヒストリー・インタビューを聴講する機会を得た。語り手は藤野文晤さん、インタビューは高原明生さん。戦後日中経済の歴史的展開について、大いなる示唆が得られたことは無論のこと、戦略的決断の背景には、長期的かつ楽観的にも思える展望のもとで、人的ネットワークの中に潜在する幾万の情報のなかから核心を読み取る洞察（それは「勘」とも表現される）と、これに裏打ちされた行動の積み重ねが不可欠であろうことを学んだ。本シリーズが書籍となる日が待ち遠しい。（十川）

*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション
東京官書普及株式会社 通信販売課
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2
TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670
下記ホームページからもお申し込みになれます。
URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

日中経協ジャーナル

2016年6月号（通巻第269号）平成28年5月25日発行

発行人 高見澤学 今村健二

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル8階

TEL. 03-5511-2511 FAX. 03-5511-2519

大阪 〒540-0029 大阪府中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2016

デザイン・印刷 株式会社リプロ TEL. 03-5625-5700

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税（送料共） ISBN: 978-4-88880-233-8 C2033

DATA ROOM

中国・日中の主要経済指標

本表は、中国国家统计局発表を中心に、2016年第1四半期までの主要経済指標(速報値)をとりまとめたものです。データが更新された場合は、当会ウェブサイト (<http://www.jc-web.or.jp/>) に反映します。

項目	単位	2012年	2013年	2014年	2015年 1～3月	2015年 1～6月	2015年 1～9月	2015年	2016年 1～3月
国内総生産(GDP)名目額	億元	534,123	588,019	636,139	140,667	296,868	487,774	676,708	158,526
〃 実質成長率(前年比)	%	7.7	7.7	7.3	7.0	7.0	6.9	6.9	6.7
四半期 GDP 実質成長率(前期比) (注1)	%				7.0	7.0	6.9		6.7
1人当たり GDP	元	39,544	43,320	46,629				49,351	
〃 実質成長率(前年比)	%	7.2	7.2	6.7				6.3	
食糧生産量	億トン	5.8958	6.0194	6.0703				6.2143	
工業生産額(付加価値ベース)	億元	204,540	217,264	228,123				228,974	
〃 前年比	%	7.9	7.6	6.9				5.9	
うち一定規模以上の工業企業(前年比) (注2)	%	10.0	9.7	8.3	6.4	6.3	6.2	6.1	5.8
固定資産投資額 (注3)	億元	374,695	446,294	512,761	77,511	237,132	394,531	551,590	85,843
〃 前年比(名目)	%	20.3	19.1	15.3	13.5	11.4	10.3	10.0	10.7
不動産開発投資額	億元	71,804	86,013	95,036	16,651	43,955	70,535	95,979	17,677
〃 前年比(名目)	%	16.2	19.8	10.5	8.5	4.6	2.6	1.0	6.2
社会消費財小売総額 (注4)	億元	210,307	237,810	262,394	70,715	141,577	216,080	300,931	78,024
〃 前年比(名目)	%	14.3	13.1	12.0	10.6	10.4	10.5	10.7	10.3
消費者物価指数(CPI)	%	2.6	2.6	2.0	1.2	1.3	1.4	1.4	2.1
工業品出荷価格指数(PPI)	%	-1.7	-1.9	-1.9	-4.6	-4.6	-5.0	-5.2	-4.8
都市部1人当たり可処分所得	元	24,565	26,955	28,844	8,572	15,699	23,512	31,195	9,255
〃 実質伸び率	%	9.6	7.0	6.8	7.0	6.7	6.8	6.6	5.8
農村部1人当たり可処分所得 (注5)	元	7,917	8,896	9,892	3,279	5,554	8,297	11,422	3,578
〃 実質伸び率	%	10.7	9.3	9.2	8.9	8.3	8.1	7.5	7.0
都市部新規雇用者数	万人	1,266	1,310	1,322	324	718	1,066	1,312	318
都市部登録失業率	%	4.1	4.05	4.09	4.05	4.04	4.05	4.05	4.04
中国の貿易総額(中国海関統計)	億ドル	38,667.6	41,603.1	43,030.4	9,041.7	18,804.9	29,041.4	39,569.0	8,021.4
〃 前年比	%	6.2	7.6	3.4	-6.3	-6.9	-8.1	-8.0	-11.3
中国の輸出額	億ドル	20,489.3	22,100.2	23,427.5	5,139.3	10,718.7	16,641.2	22,749.5	4,639.3
〃 前年比	%	7.9	7.9	6.1	4.7	0.9	-1.9	-2.9	-9.6
中国の輸入額	億ドル	18,178.3	19,502.9	19,602.9	3,902.3	8,086.2	12,400.2	16,819.5	3,382.1
〃 前年比	%	4.3	7.3	0.4	-17.6	-15.6	-15.3	-14.2	-13.5
中国の輸出入収支	億ドル	2,311.1	2,597.3	3,824.6	1,237.0	2,632.5	4,240.9	5,930.0	1,257.3
中国の対日貿易総額(中国海関統計)	億ドル	3,294.5	3,125.5	3,124.4	660.9	1,355.5	2,069.4	2,786.6	614.1
〃 前年比	%	-3.9	-5.1	0.0	-11.4	-10.6	-11.1	-10.8	-6.9
中国の対日輸出額	億ドル	1,516.4	1,502.8	1,494.4	328.6	658.4	1,005.1	1,356.7	309.3
〃 前年比	%	2.3	-0.9	-0.5	-11.8	-10.5	-9.7	-9.2	-5.5
中国の対日輸入額	億ドル	1,778.1	1,622.8	1,630.0	332.4	697.1	1,064.4	1,429.9	304.8
〃 前年比	%	-8.6	-8.7	0.4	-11.0	-10.6	-12.5	-12.2	-8.2
中国の対日輸出入収支	億ドル	-261.7	-120.0	-135.5	-3.8	-38.7	-59.3	-73.2	4.6
世界の対中直接投資契約件数(中国商務部統計) (注6)	件	24,925	22,773	23,778	5,861	11,914	18,980	26,575	5,956
〃 前年比	%	-10.1	-8.6	4.4	22.4	8.6	10.1	11.8	1.6
世界の対中直接投資実行額 (〃)	億ドル	1,117.2	1,175.9	1,195.6	348.8	684.1	949.0	1,262.7	354.2
〃 前年比	%	-3.7	5.3	1.7	11.3	8.3	8.6	5.6	1.5
日本の対中直接投資契約件数(中国商務部統計)	件	1,579	943	653				643	
〃 前年比	%	-15.1	-40.3	-30.8				-1.5	
日本の対中直接投資実行額 (〃)	億ドル	73.5	70.6	43.3	10.6	20.1	25.4	32.1	10.1
〃 前年比	%	16.2	-4.0	-38.7	-12.3	-16.3	-25.0	-25.2	-5.1
経常収支	億ドル	2,154	1,482	2,197	756	1,486	2,089	3,306	481
マネーサプライ(M ₂) (注7)	億元	974,149	1,106,525	1,228,375	1,275,333	1,333,375	1,359,824	1,392,278	1,446,198
〃 前年比	%	13.8	13.6	12.2	11.6	11.8	13.1	13.3	13.4
外貨準備	億ドル	33,115.9	38,213.2	38,430.2	37,300.4	36,938.4	35,141.2	33,303.6	32,125.8
対外債務残高 (注8)	億ドル	7,369.9	8,631.7	8,954.6	16,732.0	16,801.0	15,298.0	14,162.0	
対ドルレート	元/US\$	6.3125	6.1932	6.1428	6.1422	6.1136	6.3613	6.2284	6.4612
日本の対中貿易総額 (財務省貿易統計・ジェトロ換算)	億ドル	3,337.0	3,120.4	3,091.8	667.7	1,326.3	2,011.9	2,699.4	632.4
〃 前年比	%	-3.3	-6.5	-0.9	-12.8	-12.6	-12.5	-12.7	-5.3
日本の対中輸出額	億ドル	1,446.9	1,298.5	1,271.1	262.8	539.3	812.9	1,093.2	250.4
〃 前年比	%	-10.4	-10.3	-2.1	-12.4	-12.6	-14.2	-14.0	-4.7
日本の対中輸入額	億ドル	1,890.2	1,821.9	1,820.7	404.9	787.0	1,199.0	1,606.2	381.9
〃 前年比	%	3.0	-3.6	-0.1	-13.0	-12.7	-11.2	-11.8	-5.8
日本の対中輸出入収支	億ドル	-443.3	-523.4	-549.7	-142.1	-247.8	-386.1	-513.1	-131.5
日本の対中直接投資額 (財務省国際収支状況・ジェトロ換算)	億ドル	134.8	91.0	103.9	22.4	47.7	65.4	88.7	
〃 前年比	%	6.6	-32.5	14.1	-12.7	-16.7	-20.4	-14.6	

(注1) 四半期 GDP 実質成長率は、1～6月では第2四半期、1～9月では第3四半期についての前期比を示す。

(注2) 2011年からは年間売上2000万元以上の工業企業を指す。

(注3) 2011年からは不動産投資・農村個人投資を除き、固定資産投資の対象を50万元以上から500万元以上に引き上げた。

(注4) 個人の住宅購入を含まない。

(注5) 2014年までは「農民1人当たり純収入(四半期は農民1人当たり現金収入)。

15年からは「農村部1人当たり可処分所得」。

(注6) 対中直接投資は金融分野(銀行・証券・保険)を含まない。

(注7) マネーサプライ、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間平均数、四半期は期末数。

(注8) 2015年からは人民元建ての対外債務残高を含む。

(出所) 中国国家统计局、中国海関総署、商務部、人力資源・社会保障部、中国人民銀行、国家外為管理局、ジェトロ発表等から日中経済協会が作成。

世界の企業よ、TEDAへ。

すでに日系企業439社が、TEDAに進出しています。
これからの中国市場ビジネスを
北京隣接のTEDA(天津経済技術開発区)で。

天津は世界有数の国際貿易港です。



世界拠点。

中国、そして世界へのスタートは、ここから始まる。

天津経済技術開発区 日本事務所 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階 Tel. 03-3221-8298 E-mail: hanyr@tedajp.com / doymas@tedajp.com

<http://jp.teda.gov.cn/>

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION